

目 次

網野善彦先生を偲んで

会長 二神 浩三

私が網野先生と初めてお会いしたのは、1995年8月、二神島において「二神島シンポジウム」が開催された時でした。それは二神司朗先生のお宅に保管されていた、膨大な古文書類を調査してきた網野善彦先生の基調講演を中心としたシンポジウムでした。

それまで、私の知識の中には、二神氏は藤原氏の子孫で、伊予の海賊の子孫らしいと云うこと位しかなかった。このシンポジウムを機に、是非その辺りの事柄を明らかにしたいと云う願望から、二神島へと足を運んだ。網野先生は随分前から二神氏の所有する文書に興味を持ち、日本常民文化研究所に資料を持ち帰っては、研究を進められていた。それらの研究の結果から見えてきたものを纏めたお話であった。その中で、これまでの歴史は、主に陸地の領主から見た歴史であるが、島や半島に住み、海を生活の基盤としていた人々から見た歴史は、既存の歴史とは異なり、こうした視点で日本の歴史を見直す必要がある。と言った内容の話で、具体的な例として二神氏があり、二神氏は長門の国の豊田氏の分かれで、二神島に来て、二神姓を名乗ったらしく、その後の活躍を見ると、それは海の領主と云う状況ではなかっただろうか。

基調講演が終わって、質疑応答の時間となり、門外漢の私は、「歴史と云うものは誰が創るものですか。歴史家が創るものなんでしょうか」と不躾な質問を投げ掛けた。先生は「いや、史実に基づいて、時代背景に照らし合わせて、間違いの無い事実を述べているものです。」と答えられたと記憶している。しかし、ものの見方、考え方によって

歴史が異なるとすれば、一つの史実に対して、幾つかの歴史（書き物、読み物）が存在するのではないだろうか。少しのわだかまりを残したまま、その後の懇親会までも尾を引いた。先生には大変失礼な初対面であったかも知れないが、その後お会いした時には覚えていて下さった。

二神島や松山で何度かお会いし、杯を重ねる内に、すっかり打ち解けた友人のような間柄になってしまった。大きな目を見開いて、滔々と持論を述べられる先生の情熱に圧倒され、民百姓に視点を置いた先生独自の歴史感が、随所に重みを持ってにじみ出る話に酔わされた。やがて、紀国屋書店さんからビデオ「二神島」3巻が発売になり、その中でも先生の普段のお姿と話振りにお目にかかることが出来ることは不幸中の幸いである。

先生と私は同年輩であり、共に煙草を好んでいたが、当時煙草の量は私の方が多かったように記憶している。それなのに、肺癌になられたとの報せを受けた時には、些か驚かされた。実は先述のビデオ撮りに出られる頃には既に発病されていた旨、後に伺った。発病後何度か手術をされたようであったが、病床にありながらも、ご自身で集められた多くの古文書類の一つ一つに命を与えるべく、歴史書の執筆に全力を傾けられた。病に障らねば良いがと、陰ながらお祈りしていた。しかし、2004年2月27日に76歳で幽明その界を異にされてしまわれた。室町時代から埋もれていた二神島の二神文書を世に出し、中世の瀬戸内の一角に「海の領主」としての二神氏の存在を、全国的な歴史の中に、明確に位置付けて頂いた。また著書の中には私たちの二神系譜研究会の紹介までもして頂いた。

私たち一同、先生の当研究会に対する絶大なご助力に深甚の感謝の意を捧げますとともに、衷心からご冥福をお祈り申し上げます。

景浦 勉先生を偲んで

会長 二神 浩三

本年は二神系譜研究会にとって、格別の功績のあったお二人の歴史家を失い、残念でなりません。そのお二人とは中世の歴史家として有名な網野善彦先生と郷土史家の景浦 勉先生である。

景浦 勉先生は郷土伊予の歴史家として、そのご父君である景浦稚桃先生とともに多くの著書を残された。我が二神氏との関わりは、先生の多くの著書の中で、二神氏に関する古文書を整理掲示された。特に「大山積神社関係文書」には「付二神家文書」と掲げ、70数頁に亘って、二神家文書、片山二神家文書の解説をして頂いた。その御蔭によって、二神氏の中世における位置付けが明確になった。また、二神俊一氏宅に残された柳原二神文書の中には、景浦稚桃先生による古文書の解説が記述されている（写し）。このように二神氏の歴史は景浦先生父子によって発掘された感があり、今更ながら先生のご努力、ご功績に心から感謝を申し上げる次第です。

二神系譜研究会発足当時から、二神英臣事務局長と共に、一度お訪ねして、二神氏の中世における歴史について、じっくりとお話を伺いたいと考え、先生の歩行町のお宅を訪問したのは2000年の夏であったと記憶している。先生は、私の中学時代の歴史の先生でもあり、松山中学の大先輩でもあった。そのようないきさつから二神系譜研究会を立ち上げるに至ったあらましをお話し、お力添えをお願いした。しかし、その頃先生は既にご高齢で、健康状態も勝れずベッドで横になっておられ、起き上がってこら

れても、30分が限度ですよと介護の方から告げられるような状態であった。

僅かな時間ではあっても、先生はきちっと着物に着替えられ、端正な面持ちで、不躾な質問にも拘らず快く応えて下さった。二神系譜研究会の会報「海の民 ふたがみ」の創刊号が出来上がった時にも進呈し、ご批判を得たいものと思ったが、高齢故にとやんわり断られた。

また、ある時は柳原二神文書のコピーを差し上げ、稚桃記とある解説記事もお渡しして、お父さんの筆跡かどうかをお尋ねしたところ、言下に「これは父の筆跡ではありません。」と云うご返答を頂いた。従って二神俊一氏宅に残された柳原二神文書が写しだることが判明した。けれども、実物が発見出来ない限り、貴重な史料として、この資料を保存することとした。

また、福川一徳先生からの質問の一つに「景浦先生は、その著書の中で、二神修理進を二神重成としておられる（「大山積神社関係文書」改訂版 126 頁以降）が、その根拠は何か」と云うのがあり、景浦先生に直接お尋ねした。先生は「古い事ではっきりとはしないが、それは二神司朗先生からお聞きしたことで、文書等に基づくものではありません。」とのことであった。

会報が発行される度に持参しては、暫らくお話出来るのが楽しみであったが、会報第7号はもはやお届け出来なくなってしまった。二神氏の歴史を発掘して頂き、何かとご教示下さった景浦先生のご尽力に対し、深甚の感謝を捧げますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

齋藤文嗣著 「二神寛治と桑田立齋の系譜について」の掲載にあたって
事務局長・二神英臣

速報NO. 17で新会員として齋藤文嗣さんの横顔を紹介をさせて頂いておりますが、今回、会報編集委員会の要請にお答え頂き、齋藤さんに快く御執筆頂いた「二神寛治と桑田立齋の系譜について」を掲載します。

すでにご存じのように、会員の齋藤文嗣さんは余戸二神氏系譜の出身で、明治初期から中期にかけて近代日本医学会の草創期に活動した二神寛治の曾孫にあたります。そして、これまで、父方の系譜が二神氏である場合が多くかった会報原稿のなかで、二神氏が母方の系譜に存在する会員からの二神氏に関する執筆として注目をされます。

二神寛治は嘉永5年11月7日、余戸二神氏系譜で5代目二神種美の三男として伊豫国温泉郡余戸村で生まれ若くして上京しましたが、近代日本医学会の草創期に森鷗外らとも活動したり、当時の医学雑誌『東京医事新報』の発行責任者として活躍した話は、愛媛県在住の余戸二神氏系譜関係者の間でもほとんど知られていました。

そこで、そのあたりの詳しい事情を、今回、曾孫で二神系譜研究会会員の齋藤文嗣さんに執筆して頂いたわけですが、先日、齋藤さんと電話でお話をしたときに、「二神寛治は長い鎖国の時代から抜けようとした頃に生を受け、一地方の存在でしかなかった二神氏を、新しい国の首都となった東京で、近代日本医学会の草創期を舞台に全国発信した最初の二神氏ではないかと考えられます…」さらに「二神寛治は森鷗外と近代日本の医学論争をしましたが、その故郷、松山では、現在この時代を背景にした街作りが進められようとしています。司馬遼太郎の小説『坂の上の雲』の主人公である正岡子規(1867~1902)と秋山真之(1868~1918)は、二神寛治(1852~1913)とほぼ同時代を東京を舞台にして活動をしており、同郷の者同士として、活動の舞台は異なっても東京のどこかで何らかの接点があったのではないかと考えますが…」と、私(英臣)からお伝えしておきました。今後、二神寛治についての研究をすすめる場合のカギがこのあたりにもありそうな気がしますので、読者の皆さんにはそんな視点をもって齋藤文嗣さんのレポートをお読みください。

私(英臣)も拝読しましたが、『東京医事新報』創業者の太田雄寧の没後、その遺児であった雄子さんを二神寛治が17歳になるまで面倒をみて育てたと云う逸話は、ふと、伊豫国出身で幕末の蘭医学者、二宮敬作が国外追放となったシーボルトの遺児、おいねを国内初の女医となるまで養育した逸話と重なって見えたのも、何か見えない糸で引かれた縁があるのかも知れません。ますます二神寛治についての研究がすすめられるこどを、その後の系譜継続状況や墓地の所在も併せて取り組みたいと思います。

二神寛治と桑田立齋の系譜について

齊藤 文嗣

1. 端緒

9歳になったばかりの
小学校三年生で母親を亡
くした。もう50年以上も昔のことだ。母は結核療養所で焦燥の日々
を三年過ごした果てに他界したのだから、事実上私は6歳で母を失つ
ていることになる。それが良かったのか悪かったのか、そんなことは
神のみぞ知ることだ、と平然として言い放つことができる程度には馬
齢を重ねた。

ところで私はほんの数年前まで、母の死のことをまったく顧みること
をしなかった。早死にした母親のことなんか俺に何のかかわりがある
というのだ、というふうに過ごしてきた。私はひたすら若くて生意
気だったのだ。

そんな私が、とつぜん亡き母に頭を占領されることになってしまった。
きっかけは、平成8年に90歳で他界した父親の遺品にあった。
その遺品の中に、母親がまだ愛らしい少女であった時代の写真がまじ
っていたのだ。セピア色に変色した数十枚のこれらの写真のほとんど
を、私は解読できなかった。説明をもとめるに、最後の頼りともなる
はずであった父はもうこの世の人ではない。残念であり、悔やしかつ
た。写真の数々を、ためつすがめつしては無念の思いをかみしめ、数
年を空しくした。

だがその間に手がかりを二つ思いつくにいたった。ひとつには、す
でにこれも他界していた母の妹、つまり叔母さんのご遺族に尋ねてみ

1942年生まれ

現在学習院女子大学教授

二神系譜研究会会員（余戸二神氏系譜）

ること。（私はかつて一度も会ったことがなかった。）父親が残した住所録を頼りに、手紙することはできる。それともうひとつ、わずかばかりの遺産を整理するために取り寄せた父の戸籍であった。そこには亡き母について、つぎのように記されていた。「妻みや 出生大正四年八月弐日 父桑田志一 母多祢 東京市渋谷区青葉町弐百番地 戸主桑田健次妹 昭和拾弐年拾弐月弐拾四日齊藤文吾ト婚姻届出云々」

こうなったらもう渋谷区役所を訪ねるほかはない。だが「今ここでこの俺が行かないでおいて、いったい誰がわが母の出自を解き明かしてくれるというのか」と自問しつつも、重ねて年余を空しくしてしまった。なぜこんなにも躊躇することになってしまったのか。理由ははつきりしている。関東大震災と東京大空襲という、二度にわたる東京がこうむった壊滅的打撃をくぐりぬけて、一庶民のこんな古い戸籍が役所に保存されているとはとうてい思えなかつたのである。

仕事からたまたま解放された2月のある日、私はついに意を決して役所に足を運んだ。雪雲が低く暗くたれこめる、凍えるような東京の朝であった。父が他界してもう5年になろうとしていた。

窓口で父の戸籍の該当箇所をいくつか指示しつつ、私は齊藤みや、旧姓桑田みやの長男であることを遠慮がちに説明した。意外にも係の人は、実に平静に、つまりごく事務的に対応してきた。はなっから「そんな古い戸籍が、このご時世ここに残っているわけがないでしょ！」と返ってくると予想していたのだ。本人であることの確認を求められて、私は運転免許証を提示した。すぐ係の人は奥にひっこんだ。

一小時間は待ったと思う。長かった。いても立ってもいられないような複雑な、焦燥のひとときであった。

ようやくにして姿を現した係の人から私に、さりげなく二通の戸籍が手渡された。一通には戸主桑田志一とあり、もう一通には戸主桑田健次とあった。父の戸籍のかぎりでは不明であった吾が亡母の母（つまり私からすると母方の祖母）、多祢なる人が二神寛治を父とし屋恵

を母とすることが、ここから読み取ることができた。またさらに母の父桑田志一なる人（母方祖父）が、桑田立齋なる人の孫であると読めた。この年は奇しくも母の五十年忌に当たっていた。（出来すぎた因縁話ではある。）

いま手許にあるその時の戸籍を見ると、日付は平成拾参年弐月拾四日とある。すると今はもうあの日から、三年半を経たことになる。残念ながらまだそれほど多くのことが判明したわけではない。だが若死にした母親の祖父二神寛治なる人は、森鷗外が主筆をつとめたこともあった『東京医事新誌』（明治十年創刊、昭和三十五年廃刊）中興の祖であり、また曾祖父桑田立齋なる人は、幕末の種痘の啓蒙家として歴史に名をとどめる蘭方医であったことを、時間をかけてゆっくりと解説することができたのであった。（うかつにもこの歳になるまで全く何も知ることのなかった私の、その後のかずかずの新鮮な驚きをお察しいただきたい。）



幕末の種痘の啓蒙家で曾祖父 桑田立齋

2. 『東京医事新誌』から二神の記事を拾う

先日私は東京大学医学部図書館を訪ね、『東京医事新誌』を終日繰って、二神の系譜に関する記録を探した。こだわるに値すると判断した記事に付箋をつけ、コピーをした。ここではその一部ができるだけ忠実に再録してみたい。記事の選択にあたって、二神寛治について全くご存知ない読者が、その人物像を思い描くに一助となるような、あるいは新しく興味が広がってゆくような工夫をしてみた。うまくいったかどうかは保証のかぎりではない。

一つひとつの記事は、古いものから順番に番号をふってならべた。本文は原文の風格を損なわないことに留意しつつも、読みやすくするため筆者の独断で、新仮名遣い、新漢字にあらため、句点と読点を適当に加えるなどした。



母方の曾祖父 二神寛治(1852~1913)

①「松山医学校第一回同好会」（明治 34 年刊 1236 号 41～42 頁）

同会は伊予国松山病院及び旧松山医学校に關係の在京者が一堂に相会し、師弟間の交誼を温め、懇親を厚うするの主旨を以て、同校出身烏谷為英、赤羽武次郎、黒谷政章等の諸氏が熱心発起せられしものにして、其の第一回を去る十五日午後三時より日本橋区亀島町偕楽園に於いて開かれたり。先づ発起人総代烏谷為英氏開会の主旨を述べ、次に博士岡田和一郎氏は松山医学校と一身上の關係について、岩井禎三氏は少年よりの來歴並びに医学校との關係について、赤羽武次郎氏は例の雄弁にて書生時代より松山赴任後の失敗談を滑稽的に述べ、黒谷政章氏は医業に志たる來歴について、烏谷為英氏は立志後の來歴について、最後に鳥居春洋氏は松山病院在職中の事実談を述べられ、宴中互いに胸襟を披いて快談十二分の歡を尽くして散会せしは九時過ぎなりき。

同日の来会者は医学士渡辺悌次郎、医学士鳥居春洋、岡田和一郎、大西克知の両博士、岩井禎三、渡辺温行、赤羽和次郎等の諸氏を始め十数名にして大いに盛会なりし。

本会はなお将来松山の学友間に氣脈を通じ、ますます拡張せんの計画なりという。

因みに次回の幹事は渡辺悌次郎氏の指名にて大西克知、五百木良三、二神寛治の三名に定まれり。

②「東京帝国大学各分科卒業式」（明治 36 年刊 1316 号 32～33 頁）

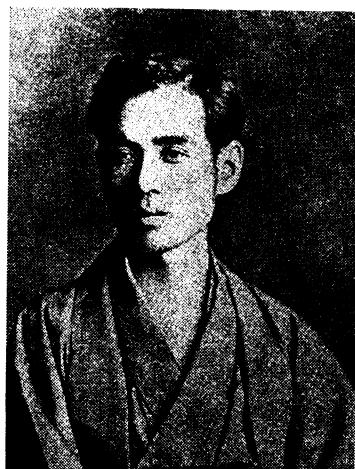
東京帝国大学に於いて、本月十一日卒業証書授与式を挙行し、各分科大学卒業の学生四百七十人に卒業証書を授与せり。当日御沙汰により博恭王殿下を差遣され特に優等生に賞品の恩賜ありたり。又各大臣其の他多数の来会ありし。医科大学卒業生及び優等生の氏名左の如し。
／（斜線は改行略の意）医科大学（九十八人）／（高知）森田正馬、
（東京）二神豊（他略）

③「訃音」(同上 38~39 頁)

弊局主二神寛治の嗣子医学士二神豊(本年卒業)はかねて病氣に侵され療養中の處、遂に本月八日死去し、同十一日駒込吉祥寺に於いて葬儀を執行せり。

④「祝辭 東京医事新誌一千五百号に就いて——陸軍軍医總監 男爵石黒忠憲」(明治 40 年刊 1500 号付録 1~2 頁)

明治九年の秋、太田雄寧君は余の牛込袋町邸に來り。君が米国より帰りたる時より年来懷抱し、医事新聞發行の企図を進行し、来年一月には其の第一号を發兌せんとて余の意見を叩かれたり。余も去年米国にて各種専門新聞の盛なると其の効力の大なるとを親驗し、其の熱心また冷えざるとき故、大いに其の挙を贊し、来年ともいわず年内にも發兌されよと慾念したり。



『東京医事新誌』の主宰 太田雄寧

君は其の後幾回か余の意見をも叩き、十二月に於いて諸準備完成し一月を以って發兌せんとせしに、障阻する事ありて果たさず。一月

上旬又来りて曰く。新誌発刊遅れ今日に至り、實に面を会するに詞なしとて、深く慙る所あるが如し。依って余慰めて曰く。余君に長ずるに数年、世故において一歩の長あり。凡て一事を創する容易ならざるを知る。此の新聞刊行の挙、蓋し亦容易ならず。殊に其の発刊に当たつて、金を要する僅少ならざるべし。君の苦しむ所、蓋し亦此に在らざらんかと。君凝視して曰く、然りと。此に於いて余筐底より紙幣九十八円を出し、授けて曰く。余俸給に衣食する者、別に貯財なし。これ幸いに此に貯まるもの。之を君に貸し、以って刊行の一助に供せん。但し発兌して得る所あらば固より之を返せ。若し得る所なれば敢えて返す事を迫らざるなりと。君大いに悦び、之を懷にして帰る。

後ち數日薩南の士氣不穩の説を伝え、人心洶慌の間に在て君少しも動ぜず。孜々新誌発行の事を勉め、二月廿五日を以って東京医事新誌第一号を発兌し、其の初刊を懷にして來りて曰く。余が斯業に幼稚なるよりも本邦印刷の業は尚幾多の幼稚にして、誤植摺損亦多く幾回か改刷するも其の拙植尚此の如し。かの印刷に日を費やす事多きが故に、初号を発兌すると共に直ちに次号を印刷に付せざれば又刊行の期を誤るべしとて、次号の原稿を又懷より出し其の紙面に付いて余の意見を求められ、対座夜半に至りて別る。

越ゆる事十余日、西郷隆盛拳兵の報至り、余は西に向うて發し大阪に駐り。病院に起臥すること数ヶ月、日常の新聞すら午後に至らざれば読むときなし。此の間に於いて東京医事新誌の着するや、必ず其の夜に於いて閲覧し批評して之を返したり。

其の年十二月二十二日東帰するや太田君直ちに來りて曰く。新誌幸いに世の愛読する所となり、発兌の数月に増加す。幸いに無事数年を経過せば大に世に重視せらるるに至らんとて、嘗て貸す所の半ばを懷より出して懃懃に謝詞を述べて返さる。

其の後に於いて諸多の難難災厄新誌の前途に阻障することありたれども、君邁進屈せず遂に今日の盛運に至れり。今日当時を回顧すれば実に昨夢の如し。太田君拮据勉励、新誌を以って生涯の事業とし、

君没後二神寛治君善く其の業を継ぎ、発兌の数益々増加し、医学社会の新聞雑誌中白眉を以って称せらるるに至り、本月を以って発行三十年号数一千五百号に達したるは故なきにあらざるなり。

余は此の新誌に対し前述の縁故あり。況や二神君より一言を求めらるるをや然れども、発刊最初の事に思い及べば、先ず第一に連想する者は太田君なり。思いて此處に至れば感慨胸に満ち又説をなす事能わず。希くは社員諸君は太田君創立当時の辛艱を以って心とせられば、本誌の益々隆盛は疑うべからず。故に発刊当時の実況を書して之を送る。例の老人の小言として容れられれば幸甚。

⑤「祝辞——元陸軍軍医総監 男爵 松本順」(同上 3 頁)

週間東京医事新誌は實に去る明治十年、門生太田雄寧が初めて刊する所にして、去る明治十四年雄寧の没後、門生二神寛治其の業を継ぎ、今や第三十周年に達し千五百号を発刊するの盛運に赴けり。之れ畢竟二神生等が拮据經營の致す所なりと雖も、よく又愛顧諸賢の翼賛によらずんば何ぞ茲に至るを得んや。日進月歩の医学、益々複雑ならんとする。願わくば健在、奮励以て将来の大發展を期せ。(略) 今茲に一言、此の記念号発行を祝すと言うのみ。

⑥「故二神弊局主の葬儀」(大正 2 年 1846 号 45 頁)

今春二月病魔に侵され、爾來南大磯の別宅及び茅ヶ崎の南湖院に於いて専ら静養中なりしが、先月下旬來衰弱逐日加わり、遂に去る十一日午前一時南湖院に於いて遠逝したる故二神弊局主の葬儀は、超えて同十五日午後二時、本郷駒込の吉祥寺において執行したり。例により僧侶の読経に次いで、故人の親友たりし岩井禎三氏、医事雑誌発行者同盟総代藤根常吉氏の弔辭朗読あり。次いで遺族、親友、会葬諸氏の焼香ありて三時半式を終えたり。この日朝來暗雲低く垂れて日を洩らさず、初冬の風亦た肌に寒かりしにも拘わらず(中略)、同業諸氏を合して二百四十余名の会葬をかたじけなくし、この光榮ある盛儀たら

しめられし諸家の芳情は、遺族と共に弊局の亦た深く感謝を禁ずる能わざる所なり。

⑦「弔辞——旧友 岩井禎三」(同上)

時これ大正二年十一月十一日、同郷の旧友にして東京医事新誌局主たる二神寛治君病を以て逝く。嗚呼悲しいかな。

君嘉永五年十一月七日を以て伊予国伊予郡余戸村に生まる。旧松山藩の里正二神孫右衛門君の第三子にして、幼名を邦三郎という。余かつて之を君に聞く。君幼にして性敏活度に過ぐ。父君之を憂い其の質を緩やかならしめんとの意を以て、名を寛治と改ためしめたりと。

君夙に医学に志し、明治初年京都に遊び、其の叔父なる越智仙心翁に就き医学を修め、次いで大阪に転じ英語を学ぶ。明治七年愛媛県の新たに医学校及び病院を起こし太田雄寧、南部精一の二先生を東京より聘するや、君病院に入りて薬局員となる。余が君と相知るに至りしは實に此の時にして、爾來辱交恰も四十年を算す。當時余英学の初步を君に学ぶ。余が今日聊か蟹行の文を解し、斯学研鑽に資するを得るに至りしは君に負う所少なしとせず。

明治八年太田先生の職を辭して東京に帰らるるや、数名の学徒先生を慕うて其の行に隨従す。君余と共に此の内に在り。同九年太田先生東京医事新誌を創刊せらるる時に当り、君余と共に塾舎を同うし、相依って以て業を助く。同十四年先生逝去の不幸に遇うや、予仮に編集に従事す。翌十五年予の地方に転ずるや、君予に代て新誌の発行を担当し、傍ら先生の遺族たる老幼婦女を扶腋し、爾來茲に三十余年、終始一日の如く其の任を重んじ其の責を尽くし、遂に新誌及び太田家をして隆昌今日あるに至らしめたるは人の周く知る所なり。先年君不幸にして病に罹れるも、療養の傍ら能く社務を監し敢えて之を忽諸に付せざりき。近時其の宿痾の重きを加うるや、君自ら其の不起を悟り、遺言して新誌経営の事業を挙げて太田先生の繼嗣恒麿君に還付し、且つ君が遺族の保護を同君に托す。是れ恰も前年と地位を転倒するもの

にして其の因縁豈に偶然ならんや。其の新誌所有権を太田家に還すの一事に至りては、實に君が有終の美を済せるものと謂いつべし。孔子曰く、人の將に死なんとす、其の言や善しと。古言遂に人を欺かざるなり。

君今や幽冥界を異にすと雖も、君が終世の業たりし新誌は適切なる後継者の經營の下に、即ち生きて永く学界に光輝を放ち、斯学の進歩に貢献すること蓋し大なるべし。君亦た以って瞑すべきなり。

⑧「特別広告」(同上)

父二神寛治儀、永々病氣の処養生相叶わず。遂に昨十一日午前一時、死去致し候う間、此の段謹告仕候うなり。／大正二年十一月十二日／
男 二神恭次／親戚総代 二神精一
太田恒麿／友人総代 岩井禎三

⑨「謹告」(同上)

故二神寛治生前の遺志により、不肖太田恒麿弊誌創業者たる太田雄寧の嗣子たるの故を以て、弊誌の事業を継続することに相成る候に就いては、局員一同旧の如く相変わらず一層精励すべく候間、何卒倍旧の眷顧偏に願い上げ奉り候。敬具／大正二年十一月十五日／東京医事新誌局／太田恒麿／大西直三郎

⑩「三千号発刊に当たり岩井禎三、二神寛治両氏を憶う——太田恒麿」

(昭和 11 年 3000 号記念誌 151~152 頁)

(略) 学術雑誌の編集者は敢えて非凡人を要しない。寧ろ凡人なる程よろしいと思う。茲に凡人という事は凡俗凡庸を謂うのではなく、雑誌の為に身を犠牲にし得る人、多くを求めず終生縁の下の力持ちとなり得る人の事で、寧ろこういう意味から凡人の非凡人と言い得る人

を指すものである。たとえば大学に曰う『綿蛮たる黄鳥は丘隅に止まる』という事で己の分をよく知り一意雑誌の為を思う人である。

さて我国最古の雑誌として三千号を重ねるようになった本誌も、巨利を目論見るとか或は名声を博すという一般のそれとは異なって、極めてヂミな学術雑誌の事であるし、愛読者の方々が堅実である為め六十年という長い間学術進歩の為に歩み続けられたものである。それと同時に六十年間本誌の産婆役となって編集の任に当たった人たちがよく自己の本務を知り着実穩健に編集経営せられたからでもあった。

要するに雑誌そのものの性質に加えて編者に当を得た事が長寿の根本原因であったと言つてよかろうと思う。

ところで本誌の所謂内臓器官として長い間吸収消化作用を掌つた二神氏から申し述べる。(岩井氏は終生雄寧先生の恩を感謝し外部にあって力を注いだもので実際の編集経営者は二神氏であったのであるから、二神氏を述べ次いで岩井氏の事に及ぶのが順当であると思う)

岩井、二神、両氏は雄寧先生が伊予の松山医学校長として赴任中の門下生で且つ明治九年満期帰京の折先生に伴われて上京し、次いで医事新誌に携わる傍ら大学医科別科生として通学した位であるから、謂わば生えぬきの門下生であった。

岩井氏は学校を卒えると赤十字社へ入って橋本綱常氏の部下として勤務するようになり、二神氏は雄寧先生逝去と共に大学別科を半途にして退き医事新誌の編集に携わる事となった。

当時は先考没後新誌局は松本順先生の後見であるから嫌も応もない、雄寧先生の未亡人と一子雄子とを命令のもとに引受けさせられたものである。

松本先生はよく人物を観る明があった方である。一見何の取得もないような二神氏を後継者として撰んだ事は、本誌が六十年の今日在るべき大きな原因である事と思う。二神氏は経営の最難時代を徹した人であるし、先生の遺児雄子を十七歳まで実によく面倒を見て育てあげたも

のであった。これは決して常人の真似のできない点である。所謂平凡人の非凡人とでもいうべきであろうと思う。

二神氏の經營に当られた京橋小田原町時代は、二神氏が原稿取り、大西氏（岩井氏の親戚）及び鵜飼氏（岩井氏の紹介により入社）が雑報の種取りという受持ちであった。今日と違って原稿は中々集まらぬ。大学の先生方にお願いに上がるるのであるが、これがムヅカシイ仕事で随分と骨が折れたものである。当時の大学教授というものは中々権識が高く矢鱈容易に書いて貰えなかつたし、又なまなか原稿料など持つて行って頭から怒鳴られたりしたものであつた。従つて土曜日発行とはなつて居るもの兎に角遅れがちで定期発効日になど滅多に出なかつた。それに「一ヶ月百円の利益があれば」とう言葉を何回も耳にした位の困難時代である。その位であるから二神氏は物質上に於いて絶えず苦勞し続けて居た。

二神氏の亡くなられたのが大正二年である。此時医事新誌はどうするかという問題が起り、二神氏の未亡人が後継者となって經營するという話しあつたが、これは女性として中々困難な事でもあるので実行には至らなかつた。一方鵜飼氏が付隨して山谷氏に数千円にて譲渡するという風説もあつたが、これも実現には至らなかつたものである。

最後に大正二年十一月十一日二神氏が逝去され其のお通夜の折、親戚縁者一門揃つた前で此事が問題となり、時に雄寧先生直門の岩井禎三氏が、私に向かって左のような事を提議された。

『此雑誌は太田雄寧先生の遺された唯一の事業であるから、どんな事情があろうとも他へ譲渡すべきものでなく、太田家が継ぐべきものである。既にあなたという世嗣が出来ている以上何んでもかんでもあなたが引受けねばならぬ』

然しこう申されたところ、私としては元来雑誌經營という事に就いては聊かも経験がない。そればかりではなく本業の医務があつては自然疎かになり勝である。こういう考え方から辞退する事となり、『経験もないわしが引受けては、かえって父の志を潰す恐れがある。

その任でないからどうぞ適任者を物色して継がしめて頂きたい』と申出た。実際言うと私には自信がなかったからである。すると岩井氏は感激極まり満座の中で声をあげ男泣きにオイオイと泣きだされ、

『あなたが潰されるなら、潰されて本望である。父の事業を人手にかかるて潰されるのを門弟の情として見て居らるるかどうか考えて見てください』

と熱誠あふるる口説き方である。どうも岩井氏という方は常人と異なっていた。多くの人の前で、それも大きな声で泣かれ口説かれるのである。熱血漢とか直情徑行という性格で、私ばかりでなく多くの人に親切で、随分氏の恩になって居る人も多いと思う。話は横道へそれがたが、此の岩井氏の口説によって、私も未だ血気旺盛な年輩であるから決心しない訳にはゆかぬ。男が泣いて頼む以上、また男たるもの雑誌と運命を俱にすべきである。況んや父の事業である。茲で私も固く決心して引継ぐ事を承諾した。二神氏の御兄弟以下列座の方々も満足され、その十二月一切の引継ぎを終了して今の芝園橋へ移したものである。

雄寧先生の生んだ医事新誌が一子雄子と共に二神氏に愛育せられ、雄子が成長と共に再び太田家に戻って来た曲折はざっと以上のようなものになる。此の間二神氏の平凡なる功績——敢えて平凡と申し度い。若し二神氏に非凡の山氣を出されて居たなら我が新誌の運命はどうなって居たか略々想像がつく事と思う——には感謝して余りある処である。また岩井氏が危機に際し、正義正道を唱え、師の為め涙と共に善処策を説かれた功はまた大きなもので、此の両氏は性格全く反した人であったがよく、己の立場々々から東京医事新誌というものに心血を捧げて尽瘁された事は大いに徳とせねばならぬ。

功労者の両氏が、三千号にまで到達した今日を見る事が出来たならどんなにか喜ばれた事と思う。が然し二氏共既に黄泉下の人である。三千号を編するに際し聊か二氏の功労を讃え、本誌を靈前に捧げて冥福を祈る次第である。

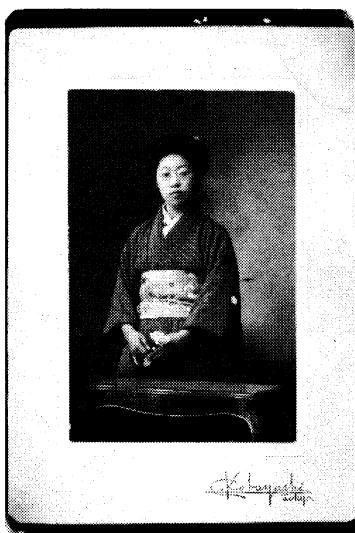
⑪「二神恭次氏訃報」(昭和 15 年 3195 号 54 頁)

名古屋市立市民病院理学的療法科長として多年勤務された博士は病氣療養中の処、不幸にも去る七月二十一日午後十時二十分同市昭和区洲原町五の一の自邸にて永眠された。享年四十四、謹弔す。／氏は故弊局主二神寛治氏の嗣子にして愛大卒業後、慶大理学的療法科に入り数年間藤波教授に師事し、日赤秋田支部病院科長に転じ、更に名古屋市民病院創立と共に同科長に栄転勤続、今日に至る。篤実の士で非常に惜しまれて居る。

3. 二神と桑田の系譜について

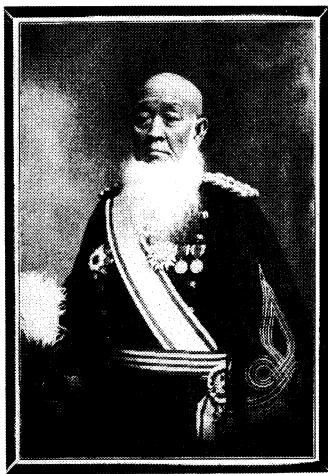
いじょう東京医事新誌の記事を借りて、不十分ながら二神寛治の輪郭を浮き彫りにすることをこころみた。するとつぎに課題となるのは、二神と桑田の関係の解明ということになろう。吾が母方祖母二神多祢（たね、種、種子とも称していた）と母方祖父桑田志一はいかにして出会うことになったのか。明治の後期、まだ恋愛結婚の時代ではない。

二神と桑田とを結びつけるに足る、それなりの奥行きがあつてしかるべきであろう。この奥行きをめぐってすこし考察してみたい。



母方の祖母 二神たね

両系譜の要のところに、松本順を配置するとわかりやすい。中学高校の教科書には出てこない人物なので、あまり知られていない。しかし幕末明治の医学史を語るとき、あるいは森鷗外の研究をする場合に、この人物に触れないで済ませることはできないという。数奇な運命を生きた松本順に注目し、司馬遼太郎が『胡蝶の夢』（新潮文庫）と題した作品を残している。吉村昭も『日本医家伝』（講談社文庫）において、作家的好奇心を松本順にさしむけている。ただ私たちにとっての松本順は、太田雄寧と二神寛治の偉大なる恩師であった、ということだけが重要である。松本順はこの二人に加えて、岩井禎三と雄寧の女婿太田恒麿をとりわけ可愛がったようである。この四人は『東京医事新誌』誕生させ、その維持に力を尽くした中心人物である。もちろん背後において松本順が常にしっかりと見守っていた。



生先駆本松商男故

太田雄寧と二神寛治の恩師
松本順

まず略歴を述べよう。松本順は1832年（天保三年）蘭方医佐藤泰然の次子として、江戸において誕生。18歳、幕府侍医松本良甫（漢方医）に入婿し、松本姓となる。蘭方の勉強のために、坪井信道創立

の日習塾などに通う。26歳、幕命により長崎に赴き、シーボルトの後継者ポンペの直門として学ぶ。また「ポンペ医学校」の幕府方世話役のような立場もよく務め、我国における最初の本格的な西洋病院として知られる長崎療養所を設立し頭取となる。32歳、江戸に戻る。奥医師を勤めつつ、緒方洪庵の亡き後をうけて医学所頭取となる。35歳、將軍家茂の最期を大坂城にて看取る。慶喜の侍医として京都に随行。近藤勇等と親しく交わり、新撰組の衛生面での指導を行う。37歳、会津若松城にて新政府軍に戦いを挑んだ傷病兵の治療に当る。すでに落城を覚った藩主松平容保の懇請を受けて脱出し、横浜にて捕縛される。一年余の監房生活の後、早稲田馬場下において蘭疇舎なる塾と病院を開く。塾頭は太田雄寧であった。42歳、山県有朋の要請を容れて蘭疇舎を閉じ、陸軍医務にかかわる。初代陸軍軍医総監。59歳貴族院議員、74歳男爵、1907年（明治40年）76歳、大磯にて没。海水浴の啓蒙家としても知られ、大磯照ヶ崎に犬養毅直筆の顕彰碑が今も残っている。墓は同地妙大寺にある。

ここで本題の二神と桑田の関係に触れることができる。現在わかっているかぎりで、三つの接点を指摘することができる。ひとつには高名な蘭方医であった坪井信道が始めた日習塾である。大坂適塾で知られる緒方洪庵もかつてこの日習塾で学んだ。順の父佐藤泰然と信道とは親交があった。その縁あってのことであろう。順はオランダ語の医書を読むために、一時期熱心にこの日習塾に通っていた。かつて桑田立齋も塾生として4年間信道につき、蘭方の手ほどきを受けている。つまり二神寛治の師匠松本順は桑田立齋とは、時代は少しずれるが日習塾の同門であった。

ふたつめは松本順が、緒方洪庵の亡きあとを受けて頭取をつとめた医学所にある。この医学所は後に現在の東京大学医学部に改組発展してゆくのであるが、その源流は1858年（安政五年）神田お玉ヶ池に創設された種痘所にある。天然痘の治療法として種痘は、漢方にたいする蘭方の優位を決定づけた象徴的な医療技術であった。種痘所が幕

府によって認められ創設されたことは、蘭方の優位性を幕府が認めるにいたった記念すべき出来事であった。ところでこの種痘所の建設に、幕府は認可しただけで出資したわけではない。江戸在住の蘭方医 83 名が共同出資し、かつ交代で奉仕治療に当った。そのうちの一人が深川万年橋で小児科を開業していた桑田立齋であった。つまり寛治の師匠松本順と桑田立齋とは、種痘所をとおしてつながっている。のみならず、二神寛治は初期の東京大学医学部（医学所、大学東校、東京医学学校、と目まぐるしく名称変更しつつ明治十年からこう呼ばれるようになった）別科の学生であったから、遠く桑田立齋をはじめとする江戸在住蘭方医の種痘所への釀金と奉仕の恩恵を受けていたことになる。ただし寛治はもう一人の師太田雄寧亡きあと、『東京医事新誌』の編集に専心するため、東大医学部別科通学を断念している。これは松本順の命令でもあったという。さらに寛治の養嗣子二神豊は、東大医学部明治 36 年の卒業生でもあった。つまり松本順、二神寛治、二神豊ともに、桑田立齋が創立にかかわったお玉ヶ池種痘所から恩恵をこうむっている。

もう一点は上野精養軒において明治 35 年 4 月に催された、松本順の古希の祝宴である。発起人は石黒忠憲、北里柴三郎、二神寛治ほか 13 名。当日の来客約 300 名のなかに、岩井禎三、緒方鈴次郎、大槻俊齋、森林太郎（鷗外）といった人にまじって、桑田衡平の名が見える。するとこの祝宴において、二神と桑田が松本順を介して直接に出会っていたことになる。ちなみに桑田衡平は桑田立齋の養嗣子となり、長女貞と結婚した人である。幕末に蘭方医として出発し、明治になってからは英医書の翻訳をもって知られ、明治政府、東京府に仕えた。赤坂にある乃木神社の斜め向かいに、桑田記念と冠された小さな児童公園が今もあるが、これは衡平の屋敷の名残りである。

4. 余談、あるいは蛇足——結びにかえて

今年 7 月の末、余戸二神の現在のご当主信助さんから電話があった。

東京に仕事で出かけるので会いませんか、とのお誘いだった。そして8月3日午後、日比谷帝国ホテルのロビーでお会いして直接お話しすることができた。初めてのことだった。遅れてお兄さんの征造さんも姿を見せられた。そのときに明らかになって、ちょっと愉快だったことを付け加えて結びとしたい。

私は現在、学習院女子大学なる学校で教員をしている。もう勤めて30年になろうとしている。学習院は昔々、華族の子弟のための学校ということで、宮内庁の管轄下にあった。

戦後になってその特権が解体され、あらたに私立学校として出発することになった。その新学習院としての再建に尽力したのが、安倍能成という人であった。能成は今なお新学習院の象徴的な人物として、少なくとも学内では別格の扱いを受けていた。漱石の弟子、カント学者、一高の校長、戦後初期の文部大臣といった経歴で、わりに知られた人物である。

ところでこの安倍能成は愛媛県の出身で、これまで本稿で頻出した岩井禎三とは遠縁の親戚筋にあたり、麹町にあった岩井宅に寄寓していたこと也有ったという。信助さんのお話では、この安倍能成が曾祖父二神俊平さんと親交があり、二神家によく出入りしていたという。当時俊平さんは旧制松山中学で教鞭をとっておられ、四男は軍四郎さんという人である。この軍四郎さんのご長男が能基さん、ご次男が能郎さんあるのは、つまり「能」がついているのは、安倍能成に由来し、俊平さんとのかつての親交の証であるということであった。ちょっとこじつけめいているが、二神俊平、安倍能成、学習院、そして私、ここでも二神と桑田との間に不思議なつながりがあった、という埒もない因縁話である。ここに二神寛治と岩井禎三との親交もからんでいる。

もうひとつ、信助さんのお父様輝一郎さんはかつて愛媛大学の先生をなさっておられたそうなのだが、ご卒業は京都大学で文学部哲学科教育学専攻とのこと。じつはこの私、とんでもない劣等生ではあった

が、同大学哲学科心理学専攻で、のち教育学部に転じて博士課程中退で了えている。つまり輝一郎さんは学部学科共に大先輩ということになる。ためしに手許にあった平成14年度京都大学教育学部同窓会(京友会)会員名簿なるものを繰ってみると、ちゃんとありました。昭和6年(1931年)卒業生二神輝一郎(物故)。戦後になって教育学部ができる前、文学部哲学科に教育学があった時代の卒業生として、はつきりと記録されておりました。これもまさに牽強付会の域の話だが、二神と桑田が見えない糸でつながっていたという、ささやかな証のひとつとして数え挙げておくことにしよう。

最後に一言、二神系譜研究会の皆様にお礼とお願いを申し上げます。二神の系譜からすれば枠外に位置している私に、曾祖父二神寛治について拙文を書く機会を与えてくださったことに深く感謝いたします。また二神寛治、豊、恭次の墓地がいったいどこにあるのか、ご遺族は現在どこでご健在なのか、もしご存知の方がおられましたらご一報いただけますようお願い申し上げます。

参考資料

『東京医事新誌』

太田安雄『太田雄寧傳』雄寧会、2003.

小川鼎三『医学の歴史』中公新書、1964.

司馬遼太郎『胡蝶の夢』新潮文庫、1978.

鈴木要吾『蘭学全盛時代と蘭疇の生涯』大空社、1994.

二宮陸雄『桑田立齋先生』桑田立齋先生顕彰会、1998.

村上一郎『蘭医佐藤泰然』大空社、1994.

吉村昭『日本医家伝』講談社文庫、2002.

二神氏ゆかりの地を訪ねて

NO. 7

編集部

常竹二神氏

愛媛県北条市常竹

常竹二神氏の初代は、文禄、慶長の役で福島正則、来島越後守(通総)の軍勢の一員として、朝鮮国平壤へ出陣した二神種範の三男、種成を祖としていますが、その種成は幼少



宗家屋敷のあった常竹本村を望む

もりや、成人をしてから常竹村へ移住したと、「宗家由緒書」は伝えています。その二神種成から今日まで約十代、三百年間を継承してきた常竹二神氏が住み着いたのが、現在の北条市常竹一帯です。この付近には河野氏の時代に二神氏が知行された、安岡、友兼、宮ノ前などの地域が栗井川沿いの高縄山系のすそ野に連なり、道後湯築城への山道として続いています。

このように二神種成が常竹に入村するより以前から二神氏と関係が深いこの地域は栗井川下流の右岸に位置し、山裾に集落を形成しています。

風早郡常竹村と云っていたのは藩政時代から明治22年迄で、風早郡栗井郷に所属しました。 地名の由来は、河野通之が応永年間に河野通能の菩提を弔うために、菩提寺「雲門寺」に300町歩の土地を寄進したことに関係すると云われています。

松山藩領で、村高は「慶安郷村数帳」では121石余、その内田は101石余、畠19石余。「元禄村浦記」でも121石余で、「天保郷帳」「旧高旧領」とともに139石と少し生産高が上がっています。中筋道が村内を

通り、栗井川と交わっていました。天保2年の「免定大積帳」では田畠合計15町3反余でした。

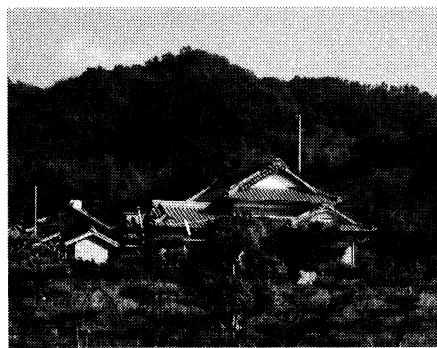
明治5年の「松山領里正鑑」には里正として常竹二神氏大谷系譜八代目の二神幌暢が掲載されています。同年の「池川修繕根居帳」には池が6カ所あることが記録されています。

明治6年愛媛県に所属し「風早郡地誌」によりますと村の広さは東西11町22間・南北8町10間となっており、戸数27、人口141、牛6、馬13、農業25戸となっています。

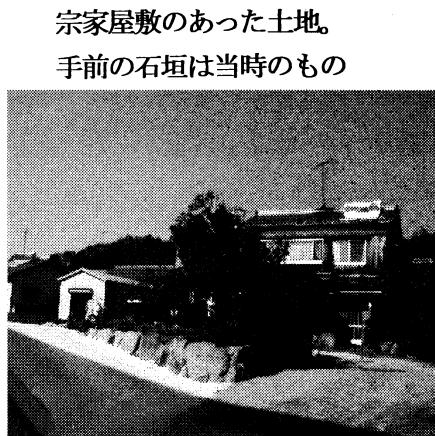
明治22年からは風早郡栗井村常竹となり、同30年4月からは温泉郡栗井村常竹。さらに昭和30年4月には温泉郡北条町常竹、昭和33年11月からは現在の愛媛県北条市常竹になりました。そして今回平成の大合併により平成17年1月からは松山市常竹になることが確定しています。

宗家二神氏の屋敷は、常竹の本村にありました。現在の北条市立栗井小学校の北側の場所で、昭和27年まで家がありましたが宗家はその後、今治市に移り住み現在の当主二神道彦氏に至っています。

また、分家の大谷家は本村から北へひと山越えた常竹村大谷の山際にあり、二神種弘が大谷へ別家をたてた万治2年亥年6月から以降現在の当主10代目の二神正彦氏まで345年間ずっとこの場所に住んでいます。



現在の大谷家10代二神正彦氏邸



宗家屋敷のあった土地。
手前の石垣は当時のもの

常竹二神氏特集

二神英臣（事務局長）

今回は「常竹二神氏特集」に取り組みますので同系譜の文書類等についてどのような内容のものが今まで伝わってきたのかについて報告をしておきたいと思います。

昨年の秋から常竹二神氏の文書や墓地を現地で調査取材し、常竹二神氏の系譜の流れを中心に調査研究を進めてきましたが、同系譜に伝わってきた古文書類についてはこれまで公開されていませんでした。常竹二神氏には系図、古文書、などが伝来していますが、近世の風早二神氏御三家である土居二神氏(柳原)、片山二神氏、常竹二神氏、の中で、片山二神氏文書についてはこれまでに東大史料編纂所や伊予史談会で取材しており、その内容は既に公開されているところです。しかし土居二神氏(柳原)や常竹二神氏の文書については、これまでのところその所在すら不明確でしたが、最近になって土居二神氏(柳原)文書の写しが畠中二神氏に存在していることが判明し関係者を驚かせてきたところです。そして今回の常竹二神氏文書の発見と公開によって、近世以降の風早二神氏の動向が少しづつ見えてきました。

しかし公開されている片山二神氏文書にしても、原文のままでは古文書を読むことの出来ない会員や一般の方たちにとっては、公開されていない

のと同じことになり、その意味では片山二神氏文書も含めて、その訳と現代文への置き換え、その文書が記録された時代背景についても解説が必要です。これまでの二神文書と呼ばれたものでこのような観点から一般公開されているものは皆無といっていいと思います。ただ一つ、今年の初めに亡くなられた景浦勉先生が「本島二神文書」と「片山二神文書」について執筆された『二神文書』(伊予史料集成刊行会・昭和52年1月8日初版発行)があり、これまでの二神系譜研究会の活動に大きな指標を与えて頂きました。しかし、現在の二神系譜研究会の活動の到達点から見ますと、もう一回り大きい視点と観点を持った調査研究とその成果を報告する論集の出版が求められています。

常竹二神氏文書

常竹二神氏については「系譜・家紋紹介」を参照にして頂くとして、常竹二神氏文書にはどのようなものがこれまでに確認されているのかについて報告しておきたいと思います。

既に「二神系譜研究会速報」NO. 18で「常竹二神文書」解明調査の中間報告として報告していますが、その後、これらの文書に関連した文書が発見されていますので、それらを加えたものを下記の一覧表に掲載しました。そしてその中から、柚山俊夫先生に解説をお願いしたのが今回の「二神古文書の解説」です。解説をお願いした文書はゴシックの文書です。原文の掲載は紙面の都合上割愛をし、その内容を現代文に直してみたものを

紙面に掲載します。

今回は紙面の都合もあり、文書が出された背景や、当時の情勢の解説については省略をしますが、宗家文書と分家に当たる大谷家文書が現在までに発見されているものです。この他、常竹二神氏系譜としては鹿峰村に別家した二神種平系譜と柳原へ別家した米屋源五郎系譜の文書が残されてい る可能性があります。

| 項目 | 古文書の主題 | 内容の解説 | 古文書の年代 |
|--------------------|---------------|-----------------|------------|
| 常竹宗家文書 (二神道彦氏蔵) | 大蔵省裁決への二神氏嘆願書 | 士族編入不裁決への常竹二神文書 | 年月日不詳 |
| | 愛媛県の無祿士族編入許令 | 二神重正に無祿士族編入の許可 | 明治11年10月4日 |
| | 差上申一礼之事 | 常竹二神氏家来の詫び証文 | 文化14年2月 |
| | 二神家由緒 | 長門国豊田郷～二神先祖代々覚書 | 江戸後期執筆 |
| | 家禄賞典禄請願書 | 元士族が連名で廟状を訴え | 明治31年3月13日 |
| | 法善寺永代回向料覚え書き | 京都護国寺を通じ 4靈を回向 | 享保2年9月 |
| | その他文書類 | 雜文書類多数 | 幕末～明治初期 |

| 項目 | 古文書の主題 | 内容の解説 | 古文書の年代 |
|---------------------|---------------|---------------|-------------|
| 常竹大谷家文書 (二神正彦氏蔵) | 二神平右衛門家代々勤功録 | 常竹大谷家代々の勤功記録 | 万治2年6月～ |
| | 二神平右衛門家代々縁縁記録 | 常竹大谷家代々の系譜記録 | 万治2年6月～ |
| | 風早郡常竹村田畠地坪野取帳 | 将来指定文化財になる可能性 | 天和4年正月 |
| | 風早郡常竹村田畠地坪水帳 | 将来指定文化財になる可能性 | 天和4年正月 |
| | 風早郡常竹村御年貢納通 | 庄屋が管理していた年貢台帳 | 嘉永・文久・慶応・明治 |
| | 松山領里正鑑 | 旧松山領里正全員の名簿 | 明治37年10月 |
| | その他文書類(庄屋文書) | 雜文書・手紙類多数 | 幕末年代 |

| 項目 | 古文書の主題 | 内容の解説 | 古文書の年代 |
|----|---------------|------------------|-----------|
| | 太政官布告第44号 | 郷士への土族編入許可令 | 明治5年2月14日 |
| | 旧松山県郷士土族編入窺い | 28名中二神氏4名が土族編入届け | 明治5年10月5日 |
| | 郷士土族編入問題大蔵省裁決 | 大蔵省事務総裁大隈重信名の文書 | 明治6年6月12日 |

愛媛県行政資料(県立図書館所蔵、柚山俊夫収集資料)

柚山俊夫先生に今回の解説をお願いしましたが、その感想として「常竹二神文書の宗家と大谷家の両文書を解読し、①丁寧に常竹二神家の歴史を書き残している。②常竹二神氏が松山藩主からどのような扱いを受けたのかが非常に詳しく記述されており、これまで見てきた範囲ではこのような例はない。③宗家文書には日常の記録が詳しく残されている。④大谷家文書には村の話が出てくるなどの特徴がある。⑤今回は解明調査をしていないが大谷家文書の天和4年正月の日付がある「風早郡常竹村田畠地坪野取帳」と「風早郡常竹村田畠地坪水帳」は将来指定文化財になる可能性があり重要文書である。⑥石鐵県日記で里正制度が戸長制度に変わったのが明治5年5月10日とされていたが大谷家文書で6月10日であることが判明するなど新たな発見が見られ素晴らしいことです」と述べられています。

今後、柚山俊夫先生にはさらに常竹二神文書などをはじめ、各系譜の二神文書の解説をお願いしてゆくことになりますが宜しくお願いを致します。



柚山 俊夫先生のプロフィル

1961年（昭和36）愛媛県越智郡菊間町生まれ

今治西高、愛媛大学教育学部卒

教師として宇和島東、野村、今治東の各高校を歴任。

現在松山鷺学校に勤務

愛媛古文書研究会理事、伊予史談会委員。

芸予地震被災資料救出ネットワーク会員

学生時代に愛媛県史編集にアルバイトとして関わったのがきっかけとなり、古文書の世界に入る。

1 常竹二神氏（宗家）の土族編入問題

●明治五年二月一四日太政官布告第四四号

府県へ

旧来「郷士」と称し、家筋由緒ある者は、土族に編入を命じるので、取調書を大蔵省に出して伺い出るよう。

●明治五年一〇月五日愛媛県伺い書

旧松山県郷士の者士族へ編入窺い

先に、郷士の中で由緒ある者は士族へ編入を命じるとの御達がありましたので、取り調べまして、別紙名前の者が旧松山県において家筋由緒もある者ですので、士族へ編入をお命じくださるよう、伺います。

明治五年一〇月五日 石鉄県七等出仕中村一鶴

石 鉄 県 参 事本山茂任

井上大蔵大輔殿

別紙名面書

| | | | | |
|-------|------|------|--------|-------|
| 木村庸 | 村山富治 | 野原寛矯 | 森義隆 | 野原正武 |
| 渡部清廉 | 高木為親 | 武市英清 | 二神種継 | 安永孫三郎 |
| 豊島直侯 | 得能通行 | 坂本公隆 | 宮脇時敬 | 梅木傳 |
| 正岡税 | 渡部脣満 | 曾根高庸 | 乃万安福 | 大澤常十郎 |
| 渡邊亦治郎 | 須賀繹 | 武内毅 | 二神重正 | 二神種成 |
| 二神種芳 | | | 以上二十六人 | |

●明治六年六月一二日大蔵省裁決

書面別紙名面の者どもは、士族に編入できない。すべて平民の身分と心得ること。

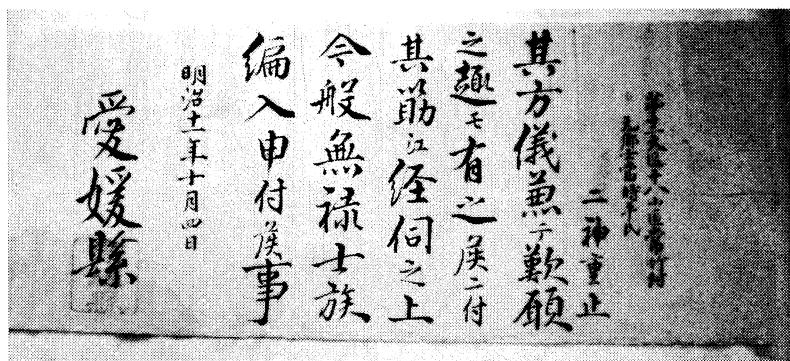
明治六年六月一二日 大蔵省事務総裁 參議大隈重信

●年月日不詳の二神氏よりの嘆願書

私ども、先祖（種長）以来、格祿（郷士の身分と祿米）をともに世襲してまいりました。藩制改革のとき（明治初年）郷士の身分を廃止され、士族の身分になっていましたが、去る明治六年六月、新たに平民の身分と心得るよう命令があり、謹んであります。愚か者の私どもには、御命令の趣旨がわかりかね、そのとき詳しい由緒書を添えて士族編入をお願いしましたところ、「書面のことはさらに検討することもあるが許可できない」と付箋をつけて御返事がありました。どういうことでありましょうか。元来、旧松山藩において郷士の身分を廃止された以上は、間違なく士族と心得ておりましたが、いまさら平民の身分にいれられましても、「どうしてだ」と疑問をいたしかねにはいられません。すでに藩制改革のとき、格祿とも廃止された卒（最下級の武士身分）でさえ、もとに戻して士族に編入されています。私どもは、先祖以来由緒ある郷士の家柄であります。有事のときは役を勤める（兵役を果たす）身分であります。格祿を失い、先祖に対しても家族の本意が立たず、日夜心痛いたしておりますので、やむをえずもう一度嘆願いたします。厚く御高配をいただきまして、士族に編入していただければありがたき幸せであります。もし御許可にならず平民の身分のままでしたら、先祖が今まで献金してまいりました金のいくらかでもお返しいただきますよう嘆願いたします。これまで扶助米をいただいて生活してまいりました私どもからすれば、祿が廃止になりまして当惑しております。このこと、伏してお願いいたします。

●明治一一年一〇月四日 愛媛県指令

その方のこと、かねて嘆願のこともあるので、その筋（国）に伺った上で、
このたび無祿士族に編入を申し付ける



2 家来の詫び証文

差し上げもうしあげます一札のこと

一、私（清治）の先祖は、貞享年中より御譜代の家来（二神家の家来）にお召し抱えを命じられ、山・畠・居屋敷などを下され、代々御奉公を努めてまいりました。このたび、養子のこと、諸事をわきまえず、心得違いを申し上げたため、山・畠・居屋敷などのお取り上げを命じられ、おそれ入っております。このことで、五人組源治郎殿・源右衛門殿へお嘆き申し上げ、御苦労をおかけし、以前同様に命じていただき、お勧めできるようしてくだされ、ありがたき幸せに存じます。このうえは、子々孫々に至るまできちんとお勤め申します。もしまだ、末々に至り、心得違いがありましたら、下さいました山・畠・居屋敷などをお取り上げに

なられましても、申し分はありません。後日のため一札をいたします。

文化一四年二月

常竹村 清治

右のとおり、改めて申すことに間違ひございません。

同村五人組 源右衛門印

同村同 源治郎印

同村組頭 喜兵衛印

同村庄屋 為五郎印

二神勘右衛門殿

3 常竹二神氏（宗家）由緒

二神先祖代々覚書

二神一族先祖のこと。

元来は長門国豊田だれ

それと申す者の子孫で

ある。豊田家を相続す

るべき子がいなかつた

ので養子をとったが、

その後実子が生まれ成人してから惣領職をめぐって互いに争った。それから豊田の家は絶えてしまい、あちらこちらで浪人をしていた。そして、御領分の二神島というところに流れ寄り、少々の間居住していた。ちょうど



そのころ河野氏が綸旨をうけて西国へいったとき、幸いにも豊田一門の者を家来として召し出された。その戦いは河野氏に運があり、豊田一門の者どもも幸せにも帰陣することができ、それ以来河野家に仕えていた。その時までは豊田を名乗っていたが、二神島より河野家へ入ったので、二神と改めたと伝えている。豊田の系図は今もある。河野家においては、二神氏は山城を三つお預かりしていた。風早郡のうち宅並城には二神信濃という者が預かっていた。同郡の高穴城は二神長門という者が預かっていた。同郡の鹿島という海中の城は二神豊前が預かっていた。右の二神長門の時代、天正年中河野家が絶えてしまったとき、二神氏は浪人となって高穴城から片山村へおりてきて住んでいた。長門は年を取ったが、せがれの孫太夫・彦左衛門の二人は武術の心得があり、高麗の陣（秀吉の文禄慶長の役）に福島正則や来島氏の手に加わり参戦した。その後関が原の戦い・大坂の陣（豊臣滅亡）にも参戦した。戦争での活躍ぶりをきいて、藤堂・稻葉・福島の三家より「仕官しないか」と招きがあったが、理由があつてどこへも仕官しなかった。しかし稻葉左京亮様より再三お招きがあったので兄孫太夫が仕官した。彦左衛門は、年老いた親の世話をしていたが、当地（片山村）が加藤出羽守様（大洲）の領地であったときには、御用人様より御免地を拝領し、扶持米をいただき、当所の行政を依頼されてお世話をした。御替地になって松山領となり、寛永十四年、勝山様（松平定行）より山田喜兵衛殿を使者として、彦左衛門・牛之助父子ともに仕官の招きがあったけれども、お断りをした。そうすると「浪人として当所に住めばよい、前

の領主からもらっていた御免地・扶助米・馬扶持も、従前どおり支給しよう」と懇ろなお言葉をいただき、年月を送っていた。彦左衛門は年をとり亡くなつたので、届をしたところ、二男三郎右衛門へも家をお立て下さり、扶助米・馬扶持米や木実山新田を分知くださった。牛之助・三郎右衛門の両家のことは、彼の家にくわしい。彦左衛門が亡くなったとき、幼少のため兄弟から養育してもらい、成人後は常竹村に居住していたが、孫の勘右衛門が大庄屋役を命じられて勤めた。その勤務ぶりを誉めていただき、享保十二（一七二七）年九月、郷士にお取立てくださいり、扶助米二〇俵をいただいた。弟の権左衛門は、大谷へ別家をたてた。

- 一、大庄屋在勤のとき、正徳五（一七一五）年六月、諸郡惣代として江戸へ行くよう命じられ、江戸で天楽院様（五代松平定英）御婚礼の御祝儀として御紋付麻上下二具を拝領した。
- 一、お預け馬は、享保一六（一七三一）年三月一五日にお預けを命じられた。
- 一、鹿嶺村権兵衛嫡子の平助を養子にした。親の権兵衛は鹿嶺村に来たとき、久保村新田のうち池田新田一町歩を持参してきたが、平助が常竹の二神に来たときその土地を持参した。その後勘右衛門が隠居を藩にお願いしたところ、願いどおりお許しくださった。享保一四（一七二九）年十二月に家督を平助に命じていただき、扶助米も従来どおりいただいた。また、御紋付御上下着用のことや、名を平助から勘右衛門と改名したいとお願いしたところ、願いどおりにしていただいた。

一、勘右衛門の嫡子宇源太は、宝暦元（一七五一）年一二月にお目見えをお願いしたところ、願いどおりにしていただいた。

一、親が病気なので宇源太へ家督相続をお願いしたところ、宝暦六年一二月一三日、願いどおりにお命じくださった。扶助米も従来どおりいただいた。また御紋付麻御上下着用のことや名を宇源太から勘右衛門と改名したいとお願いしたところ、願いどおりにしていただいた。

一、天保一〇年、宇和島城辺村の二神十郎左衛門が別家であるので、お尋ねした。

一、御溜り詰の御祝儀として、来月一三日御料理をくださり御能拝覧をお命じになったので、卯の刻御屋形へ來るように命じられたので來るように。以上。

宝暦九年七月二九日 風早郡代官所
二神勘右衛門 殿

覚

一、麻上下 着用のこと。

一、不参の時は、来月一〇日までに連絡すること。

一、この状は戻すこと。

右礼勤の先々（お礼参りの行き先）は、御奉行中・郡奉行中・御代官所。

先年は御目付所より連絡があったが、今年は間違って御代官より連絡があった。

- 一、御参勤（藩主が江戸へ行く）・御帰城（藩主が江戸から帰る）のとき、三津の宮の前にてお目見えをする。
- そのときの礼勤先は、御家老御月番・御供御家老・御供御目付・御供御用人・御奉行中・郡奉行中・御代官所。
- 一、年始勤め先々は、御家老中・御用人中・郡奉行・御奉行中・御目付中・年寄・手付・手代。
- 一、五節句のとき御屋形へ出る。それからの勤め先、御家老・御奉行中・郡奉行中・御代官所。
- 先年は節句の御札は独札であったが、曲水の節句（三月三日）潮干のお遊びのため、お通りがけのお目見えをしていただいた。それから今にいたるまでお通りがけの御札になった。
- 一、家督相続を命じられたときの御礼勤の先々は、御月番御家老・御奉行・御用人・郡奉行中・御勘定奉行・御目付・諸郡御代官・年寄・手付・手代。
- 一、宝暦一四（一七六四）年六月二六日、諸頭の面々を御屋形へ召し寄せられ、当日より年号相改まり明和元年と改元があったと御月番より仰せがあった。

覚え

- 一、私の嫡子宇源太が今年一三歳になりましたので、来年始めより御札（ごあいさつ）をさせたいのでお願ひします。以上

宝暦元年一二月九日

二神勘右衛門 ⑩

右願書を一二月九日に郡奉行所（こおりぶぎょうしょ）に出した。御代が奉行のもとへ持参した。一二月二九日願いの通り命じられた。

願い奉る口上

一、私、目の病気のため、このたび讃岐の金毘羅町の眼科医方へ行き、養生したいのでお願いします。

明和九年二月二三日 風早郡郷士 二神勘右衛門 ⑩

右、三月二日にお許しが出た。

この年、伊右衛門・伝二右衛門を同伴して参宮した。

三月一三日船で出て、五月七日帰った。

覚え

一、私の嫡子浪之進が今年十五歳になりましたので、来年始めより御礼（ごあいさつ）をさせたいのでお願いします。以上

安永二年一二月七日出す 二神勘右衛門 ⑩

右、一二月一九日願いの通り命じられた。二〇日にそのお礼にごあいさつ申し上げた。

お礼の勤め先々へ切紙で左の通り

跡継ぎの浪之進が年始お礼を命じられ、ありがとうございます。これにより参上いたしました。以上

一二月二一日

二神勘右衛門

御月番御奉行中・御目付

伊賀惣左衛門

惣右衛門殿

岡田直右衛門殿

小川弥助殿

御歩行目付

小田二郎左衛門

金子七郎右衛門

伊藤七郎兵衛

請け取り申す米のこと

合わせて一〇俵 四斗入り

右は当巳年御扶助米として請け取りました。

安永二（一七七三）年一二月

二神勘右衛門

風早郡御代官所

米屋源五郎は別家である。鹿嶺種平は別家である。

安永三年二月二五日、小出新八殿・田村弥助殿同伴にて入学した。

安永三年九月、御目付御見分を小出氏宅にて済ませた。

安永三年一一月一七日、寒川八兵衛殿へ入学した。

一、私倅浪之進こと、元服させたいのでお願い申し上げます。

二神勘右衛門

安永四（一七七五）年正月一七日出す、同二三日、お許しがあった。切紙に書いて月番の奉行・代官から願いの通り許された。

同年正月二七日御礼を行った。

二神勘右衛門

二月一日河内屋源五兵衛殿に頼み元服させた。祝儀として麻上下一具をもらった。

安永四（一七七五）年四月九日、御家老・御奉行・御目付が見分をお命じになった。河原村に馬を出したところ、都合よく済み、肥育もよいとおほめいただいた。

郷士の席次は、野間喜八郎の次である。

一、天明三（一七八三）年一二月引替えを命じられた。

二神勘右衛門

安永四年九月番頭の見分があった。出勤して役所の道で手馬で済ませた。

二神浪之進

口上

一、私倅浪之進こと、武術の稽古をさせたいのですが、遠路のため思うようにはいきませんので、一、二年の間城下町に住ませたいと思います。

安永五年一二月

二神勘右衛門

安永四年二月、日詰忠右衛門殿へ入学した。

安永四年四月、関和平太殿へ入学した。

安永六年三月、三和木善七方へ入学した。

中西重右衛門方へ稽古にいった。

安永七年二月二五日、日詰忠右衛門方の稽古を御覧になり、終ってから大書院庭へ出た。

二神浪之進

一、御代替わり（藩主交代）の御礼のあいさつをさせていただけるので、来月三日、屋形（松山城）へ参上するよう、郷士にお命じになった。

天明元年五月二八日仰せがあった。

奥平次郎太夫

一、私こと、二神牛之助娘を倅浪之進の妻に致したいのでお願い申し上げます。

二神勘右衛門

天明元年九月二四日出す

金子万右衛門殿

右は九月二六日にお許しがあり、牛之助同伴でお礼に行つた。

お礼の勤め先は、月番奥平藤左衛門殿、奉行・代官・元締である。

私こと、二神牛之助娘を倅浪之進の妻に致したいとお願い申し上げたところ、願いの通りお許しいただきありがとうございました。お礼に参りました。

九月二九日

一、太守様（藩主）が猪狩をされるため、私宅が膳所に命じられた。

一番山は麓山である。それより本谷五左衛門のところで小弁当、それより常竹水落が二番山、それより勘右衛門方が膳所になり、それより安岡番どうが三番山、それよりご機嫌よくお帰りになった。そのとき親子ともども門前で御紋付上下を着てお迎えした。

天明元年一〇月一八日お立ちの節、兩人ともお迎えし、翌日、御機嫌伺いに松山へ出てまいりました。私方へ太守様が御機嫌よくお入りあそばされ、ありがとうございます。

一〇月一九日

私の親勘右衛門こと、昨二〇日病死いたしましたのでお知らせします。

天明五（一七八五）年一〇月

二神浪之進

右の通り堅紙にて元締めまで貞左衛門殿が書状を添えて申し上げた。

大納言様のこと、上様とお呼びするよう、公儀よりお触れがあった（家斉が將軍に就任した）。

天明六（一七八六）年一〇月四日

田中一太夫

先だって妻から男子が出生し、梅之進と名を改ましたが、虛弱に見えたのでお届けしておりませんでした。当歳、八歳になり、丈夫ですのでお届けします。

寛政一二（一八〇〇）年一二月三日

二神忠兵衛

先だって妻から女子が出生しましたが、虚弱に見えたのでお届けしておりませんでした。当歳、一四歳になり、丈夫ですのでお届けします。

寛政一二（一八〇〇）年一二月三日

二神忠兵衛

天明七（一七八七）年一〇月妻から出生した娘が、当年一五歳になりました。それで窪田礼平の妻にいたしたく、お願い申し上げます。

享和元（一八〇一）年一一月二三日出す

二神忠兵衛

右の願い通りお許しがあったので、左の通り礼勤をした。
娘の縁談につきまして願いどおりお許しいただき、ありがとうございました。

二神忠兵衛

月番奉行・目付・月番古役三人

昨二日、娘を窪田礼平へ引越しさせ、婚儀をいたしました。右お知らせします。

享和元（一八〇一）年一二月三日

二神忠兵衛

二男梅之進、当年一七歳になりましたので、遠山三郎左衛門殿与力生島兵左衛門方へ養子に出したく、お願ひ申し上げます。

文化四（一八〇七）年四月

二神忠兵衛

右の願い通りお許しがあったので、左の通り廻勤をした。

二男梅之進を生島兵右衛門の養子にすることを願いどおりお許しいただき、ありがとうございました。

御家老中残らず、郡奉行・御代官・御元締・御目付古役・歩行目付古役2人

二男梅之進は、今日生島兵右衛門方へ引越ししましたので、お知らせします。

文化四（一八〇七）年五月三〇日

寛政八（一七九六）年八月妻から男子が出生し藤三郎と名づけましたが、これまでお知らせしておりませんでした。恐れ入ります。右お知らせします。

文化四（一八〇七）年七月

二神忠兵衛

寛政二（一七九〇）年妻から女子が出生しましたが、これまでお知らせしておりませんでした。恐れ入ります。右お知らせします。

文化四（一八〇七）年七月

二神忠兵衛

寛政二（一七九〇）年妻から出生した女子が当年一九歳になり、野原武助
伴吉郎妻にいたしたく、お願ひ申し上げます。

一一月三日

二神忠兵衛

同月九日、願いが聞き届けられ廻勤、御家老中・目付・奉行・郡奉行・代

官・元締。

先だって願いどおりお許しいただいた娘を、昨二日晚、野原武助方へ引越
しさせました。右お知らせします。

覚え

御扶助米二〇俵

一、錢一〇文 太刀代

右は、年始御礼太刀代差し上げ申し上げます。

寅の正月 二神勘右衛門

一、倅文左衛門の妾から二男が出生し、松三郎と名づけました。右お知らせ
します。

天保三（一八三二）年四月二五日 二神勘右衛門

先だって願いどおりお許しいただきました娘のことですが、昨夜温泉郡南
吉田村高本十左衛門方へ引越しをさせました。お知らせします。

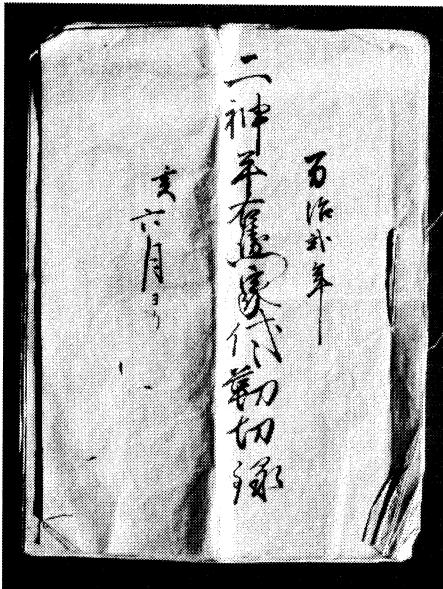
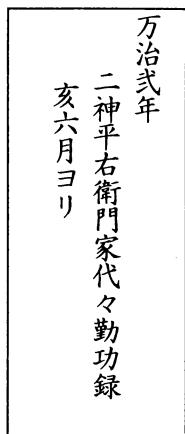
天保三（一八三二）年九月二九日 二神勘右衛門

天保一一（一八四〇）年三月一四日

風早郡郷士二神勘右衛門倅 二神丈左衛門

親跡 郷士に命じられ、親取り米御扶持米二〇俵をくださる。

4 大谷二神家勤功録



一、初代二神平右衛門

私の家の先祖は、二神彦左衛門の三男平右衛門である。常竹村のうち大谷と申すところを住居地に望み、村方へ相談して望みどおりになり引越ししてそこを開発した。そして村方より定米六石貳斗五升と決めてもらい、万治三年よりこの定米を村方へ納めてきたのである。

一、天和三年、林六兵衛様が代官であったとき、村方に地坪（じならし）を命じられた。その時仰せになったのは「山畑をこのように田にし、その上手勢の者を使って池を築いた。ごほうびとして「しら縄」で長さを

はかり、平右衛門が開発した土地の広さを田六反、畠一町一反十三歩とされ、高十石無役高とお決めになった。ただいま迄日照りで損したこともあったが、定めどおり間違ひなく納米してきた。

一、二代二神權左衛門（右平右衛門の二男）

平右衛門嫡子二神勘右衛門は別家させ、村の庄屋役に命じられて勤めた。勘右衛門の嫡子権兵衛と申す者を鹿峯村へ別家させ、庄屋役を勤めた。その二男勘右衛門は、親勘右衛門の跡をついで庄屋役を勤め、貞享三年大庄屋役を命じられた。元禄十三年より馬飼料を下さるようになり、正徳五年天楽院様（五代松平定英）が御婚礼の節、御歎び惣代として江戸に行き、御紋つき御上下二具を拝領した。享保十二年に郷士に命じられ、御扶持方五人扶持、御扶助米二十俵にお直しくだされ、享保十四年隠居した。

一、三代 右権右衛門嫡子 平左衛門

一、四代 右平左衛門嫡子 権左衛門

一、五代 右権左衛門嫡子 平右衛門

この代より前にあった足役を勤め、新田畠年貢米の上納をしてきた。

一、六代 雅四郎

寛政六年、松本茂助様御代官の節、居村庄屋役を命じられた。寛政十年藍方役所より「ねさせ方」御用掛を命じられた。

一、享和二年、北条会所において御代官様より柳原御蔵番役を命じられた。

藍仕成方のため毎日柳原へ行っていたが、通っているのは不都合もあるので、蔵番を命じられたのである。

- 一、文化元年、御代官様より「藍仕成方のことでもじめに骨折ったので、
御褒美として米一俵をつかわす」と仰せをいただいた。
- 一、文化三年、御蔵番役を御免になった。五年間勤めた。
- 一、文化四年、本谷村庄屋後見を命じられた。
- 一、文化五年、御代官様より「村の差配で骨折って勤めているので、御褒
美として米一俵をつかわす」と仰せをいただいた。
- 一、文化五年、本谷村後見を御免になった。
- 一、文化七年より九年まで預庄屋となった。
- 一、七代 養子小川谷村庄屋又助弟こと
同人倅為五郎
- 文化九年、御代官竹村清兵衛様より居村庄屋役を命じられた。
- 一、文政五年、御代官広橋太助様より「郡方差配に精出しているので、御
褒美として米一俵をつかわす」と仰せをいただいた。
- 一、文政十二年、御奉行様御廻郷の節、村の差配に精出しているとしてお
褒めいただいた。
- 一、天保二年次のように下された。「先だって郡で免率を平均したが、村の
免率を上げてくださいと願い出たのは奇特である。御褒美として銭三貫
文をつかわす」
- 一、天保三年、「村の差配で骨折って勤めているので、御褒美として米二俵
をつかわす」と仰せをいただいた。
- 一、天保四年、倅角吉が庄屋見習を命じられた。

- 一、天保十二年、次のような仰せがあった。「村の差配で骨折って勤めてい
るので、改庄屋格を申し付ける」
- 一、弘化二年、願いにより庄屋役を免じられる。格式はそのままを命じられ、
多年にわたり異儀なく勤めたので、御褒美として金子三百疋をつかわされる。
- 一、天保十四年、角吉こと惣太が中西外村へ入庄屋を命じられる。引越し・
家建て料として米二〇俵くだされる。天保十五年、家を建て引越しする。
以後同村庄屋役を勤める。

- 一、八代 為五郎二男忠平 後に改名 平右衛門
- 一、弘化二年二月、庄屋役見習を命じられた。
- 一、弘化二年八月、居村庄屋役を命じられた。
- 一、嘉永六年、配水に骨折ったので、御褒美銀をいただいた。
- 一、嘉永七年、小川谷村の新池普請御用掛を命じられた。
- 一、安政二年、西谷村預庄屋を命じられた。
- 一、安政三年、配水に骨折ったので、御褒美銀をいただいた。また村の差
配に精出して勤めたので、御褒美米をいただいた。
- 一、安政三年、西谷村預庄屋を免じられ、同村庄屋熊之助後見を命じられた。
- 一、安政四年、伐畠方御用掛を命じられた。
- 一、安政五年、苞木村新開所の普請用掛を申し付けられる。
- 一、安政五年、太守様（藩主）が御廻領なされ、御祝儀を下される。
- 一、安政六年、伐畠方御用掛を免じられ、筆用方を命じられた

- 一、安政六年、西谷村庄屋熊之助後見を免じられる。
- 一、安政六年、筆用方を免じられ、柳原会所蔵番を申し付けられる。
- 一、万延元年、柳原会所において西谷村預庄屋を命じられる。
- 一、万延二年、願いにより柳原会所蔵番を免じられる。
- 一、万延二年、苞木村新開所の砂留め普請用掛を命じられる。
- 一、文久元年、西谷村預庄屋を免じられる。
- 一、文久二年、郡用差配に出勤したので称美をうける。
- 一、文久三年、異国船渡来につき、郡方防禦筋手當てとして大小砲入用のうちへ出銀したこと、また難渋者へ助勢の米を出したことが奇特であるとして、称美をうける。
- 一、文久三年、海岸防禦のため、柳原浜へ砲台を築いたとき、用掛を申し付けたところ、骨折って勤めを手早くできたので、格別に米を下さった。
- 一、元治元年、非常時につき、特別に在役中は苗字帶刀を見逃す旨命じられた。
- 一、元治元年、郡方郷兵進士小頭を命じられた。
- 一、元治元年、水の差配を申し付けたが、長く日照りが続き配水向きを骨折って勤めたので、御褒美銀をいただいた。
- 一、慶応元年、村の差配に勤めたので、御褒美米を下された。
- 一、慶応二年、郡用・村の差配を精出して勤めたので、御褒美米を下さった。
- 一、明治五年、県庁より「これまでの大中小里正や組頭など、すべて免職を申し付ける。従前取り扱いの事務は至急新しい戸長へ引き渡すこと」の命令があった。

系譜家紋紹介

N.O.6

編集部

常竹(つねたけ)二神氏

今回、系譜特集として常竹二神氏を取り上げた理由は、昨年夏に偶然から「常竹宗家文書」を発見する機会があり、それを愛媛古文書研究会理事の柚山俊夫先生に解読のお願いを申し上げた結果、快く引き受けて頂くことが出来ました。それまで「常竹二神文書」は分家筋にあたる「常竹二神氏大谷家文書」（当主二神正彦氏）の存在が確認されていましたが未解読のままとなっていましたので、「常竹宗家文書」の発見により常竹二神氏の全体像に迫ることが可能ではないか、との判断によって常竹二神氏を取り上げることになったわけです。

すでにご承知のとおり、「二神氏中興の祖」といわれる二神通範が豊臣秀吉の四国平定によって風早郡高穴城で小早川隆景に降伏したあと、嫡子通種と種範の兄弟は文禄・慶長の役で朝鮮半島に出陣。帰国後、弟の種範が近世風早二神氏の祖として片山に住んでいました。種範には三人の子があり長男種昌（柳原）次男種秀（片山）三男種成（常竹）とそれぞれ近世初頭に分家してゆきました。常竹二神氏は三男二神種成（法名・宗遠）を祖とし、明治初期まで風早郡常竹村（現在の北条市常竹）に居住し、庄屋職をはじめとし、郷土職の任にあた

つっていた系譜です。

顧問の福川一徳先生が三年前に四国中世史研究会で発表した論文「伊予二神氏と二神文書」の中で常竹二神氏について若干触れられていますが、この論文が常竹二神氏について書かれた最初のものです。これを補完してゆく意味からも、今回の常竹二神氏特集は大きな意味があり、「二神文書古文書の解説と紹介」にある柚山俊夫先生の「常竹宗家文書」の現代版翻訳を併せて参照してみてください。

常竹二神氏は現在の愛媛県北条市常竹地区に住み着いた初代種成から約10代に亘り続いてきた系譜です。

これまでの常竹系譜は大きく分けて、宗家、鹿峰、大谷の三系譜が記録されていますが現在の鹿峰系譜の所在がこれまでのところ確認されていません。「大谷家勤功録」には「二代目勘右衛門の嫡子権兵衛と申す者を鹿峰村へ別家させ、庄屋役を勤めた」とあり（「二神文書古文書の解説と紹介」参照）鹿峰村の最初の庄屋が二神権兵衛であったことは確かな事実で、（昭和56年3月27日発行『北条市誌』P169～170 参照）その後も二神氏が鹿峰村の庄屋職を勤め、明治初期の最後の里正には二神常治郎が名前を残しています。

それにもかかわらず今日その系譜の所在の確認が取れないことは、改めて系譜調査の困難さを示すものです。

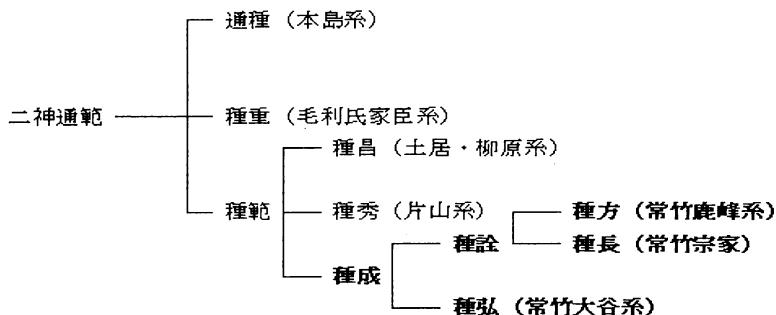
常竹二神氏についての理解をするために、はじめに「二神氏風早御三家略系図」と呼ばれる河野氏滅亡後における近世風早郡内の二神氏の略系図を掲載しておきます。

ただ、「二神文書」や「河野氏分限録」などに登場する二神氏は、この系図の筆頭、二神通範以外の系譜と見られる人物も多く、「二神

氏風早御三家略系図」はこの時代の風早郡内二神氏系譜の全体を示すものではありません。

二神氏風早御三家略系図】

太字体が常竹二神氏系譜



常竹大谷にある常竹二神氏墓地(徳城寺墓地より移設)

常竹二神氏宗家系譜

常竹二神氏宗家の系譜は初代種成の嫡男種詮の二男種長の系譜が続いてきたものです。二代目の種詮の嫡男権兵衛・種方は鹿峰村に庄屋役として別家させており、他の系譜の事例にも見られるように、嫡男が必ず相続するとは限っていません。そして宗家において幕末から明治中期にかけての時代にいわゆる直系の血統が絶える事態が起ります。

それは八代目重正の時代の出来事で、常竹二神氏宗家七代目重宗の嫡男として文政12年5月8日に生まれた二神重正は明治維新の激動期にあって様々な試練に立たされます。

先ず最初の試練が「郷士」としての身分保障問題でした。「二神文書古文書の解説と紹介」のはじめにある1.士族編入問題がそれです。明治5年2月14日付けの太政官布告第44号に基づき、同年10月5日石鉄県（愛媛県の前身）から大蔵大臣宛に提出された旧松山県郷士26名中の4名が二神氏で、二神重正もこの中に名前を連ねました。（土居、片山、常竹、余戸の二神氏）しかし結果は翌年6月12日に大蔵省裁決が下り、事務総裁で参議の大隈重信名によって士族編入が出来ないことになります。そのために二神重正は嘆願書を書き士族編入を何度も嘆願します。佐賀の乱、秋月の乱、神風連の乱など全国的に不平士族の反乱が起こったのもこの頃です。その結果、明治11年になって政府から「無祿士族」への編入がやっと認められ、二神重正に対しても10月4日付けで辞令がおりました。

しかし、士族に編入されたとは云え、名誉だけの「無祿士族」では

日々の生活をしてゆくためにはほとんど効力をなしません。かつて藩政時代の郷土職には扶持米20俵を給与されていたのがまったく収入が途絶えたのですから死活問題です。その上二神重正にはもう一つ問題を抱えておりそれは相続の問題でした。二神重正には跡継ぎとなる子供がいませんでした。妻にも先立たれた重正は、このため士族編入問題が一段落した頃に常竹二神氏宗家の跡継ぎ問題と対峙することになり、同時に常竹初代の種成（法名・宗遠）からの代々墓の管理問題も起きました。

跡継ぎが決まらない状況のもとで一体だれが常竹二神氏宗家の墓地を護るのかについて様々な検討がされました。が、選んだのは常竹二神氏宗家の墓を分家である常竹二神氏大谷家の墓地に移設することでした。つまり、直系での常竹二神氏の跡継ぎが途絶えた以上、分家とは云え、墓地の管理を大谷家に委譲することによって同じ血統での祭祀が可能になる道をこの時二神重正は選んだのではないかと考えられます。

常竹村の徳城寺墓地にあった宗家の30基余りの墓をひと山越えた大谷家墓地に移設することは大変な重労働でしたが、二神重正は自分が亡き後の宗家の墓守を分家の大谷家へ委譲したことにより常竹二神氏の歴史を守る責任においては肩の荷が降りたことになりました。周辺の状況から見て明治20年前後の出来事であったと見られます。大谷家墓地に移設後の明治21年3月、親戚筋の河野村善應寺の野本家からタカを養女として入籍。今度は明治25年2月、常竹村の樋野家から半次を養子に迎え入り嫁、入り婿として宗家直系の血筋は絶えたものの、かろうじて常竹二神氏宗家の系譜は守られ、絶家とな

ることから逃れることができたわけです。

常竹二神氏宗家の墓地問題や跡継ぎ問題に一定の見通しが立ち、こうした状況に安心したのか常竹二神氏宗家八代目の二神重正は明治27年1月3日に世を去りました。その後をを継承した半次は常竹二神氏宗家の伝統を絶やさず家を護るための諸活動に取り組みます。

明治9年に「家禄制度」が廃止になった後も旧士族による「復禄」の請願運動は後を絶たず「不平士族の乱」など全国的な運動として発展します。その結果、先述のように明治11年になって政府から「無祿士族」への編入がやっと認められ、常竹二神氏の二神重正に対しても10月4日付けで「無祿士族」への編入辞令がおりました。しかし無祿では日々の生活に影響が出るなど不満は大きくなっていました。こんな時、明治30年11月には「家禄賞典禄処分法」が公布され、明治9年に祿高に対する金禄公債証書を受けなかった者などは1年以内に限り公債証書の給与を願い出る機会が作られました。

5年前に二神重正から家督相続をした二神半次は、他の士族20名と共に明治31年法律第51号で出された「家禄賞典禄処分法」に伴い、家禄の保障を要望する「復禄之儀ニ付願」を大蔵大臣松方正義宛に提出します。明治30年9月15日のことでした。

この時提出した「家禄賞典禄請願書類」文書が「常竹二神氏宗家文書」の中に残されています。その書き出しには「右之者共ニ伊豫国元松山藩領分郷居之士ニシテ各家之由緒ハ粗異ルモ概シテ陳レハ祖先汗馬之労ヲ国事ニ儘シタル其筋目ヲ以世々伊豫国守護職河野家ニ属シ貫高之地若干ヲ領シ居ルモ豊臣家ノ為シニ衰微ノ後、慶長年間同国松山城主加藤左馬助嘉明ニ扶助セラレ寛永四年蒲生中務大輔忠知ニ

亦同シ同家断絶ノ後同十二年ニ至松平隱岐守定行候ニ召出サレ士ニ列シ御政法ヲ補佐シタル・・・（後略）」この時「家禄賞典禄請願書類」と同時に提出したのが本号の別項「二神古文書の解説」で紹介している「常竹二神氏由緒」の写しであったと伝えられています。

そして「家禄賞典禄請願書」提出の結果がどのようになったのかについてでは「常竹二神氏宗家文書」の中に明確に記録されたものとしては残されてはいませんが、他藩や全国的な例からみても「詮議、復禄は認め難し」という通知が多く出されており、家禄保障の実現は出来なかったものと見られます。

直系による継承は出来なかったものの、半次ー重明と宗家の系譜はその後継続し、戦後になって重明の時代に常竹村を離れますが、今日では今治市やその周辺で宗家一族は発展を続けています。



【常竹二神氏宗家略系図】

常竹二神氏鹿峰系譜

常竹二神氏鹿峰系譜の成立は宗家の初代種成の嫡子種詮に二人の男子があり、次男の種長に宗家の家督を譲り、嫡男の種方を隣村であった鹿峰村の庄屋として別家させたところから始まります。

このことについて「常竹二神氏大谷家勤行録」では次のように述べています。「勘右衛門の嫡子權兵衛と申す者を鹿峯村へ別家させ、庄屋役を勤めた」このように宗家の嫡男を隣村へ別家させる例はこの時代には数多く見られ、常竹二神氏に限った例ではなかったようです。

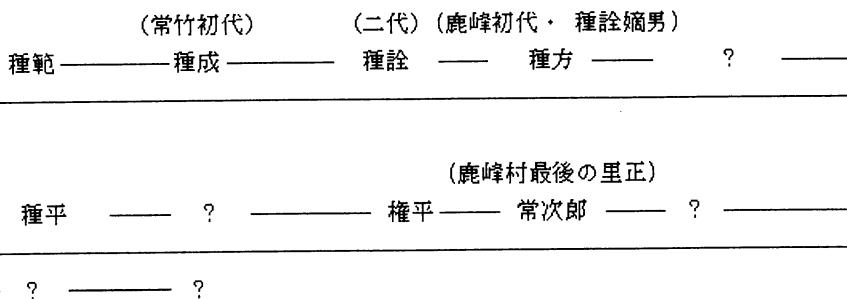
また「常竹二神氏宗家文書」には「一、鹿峰村權兵衛嫡子の平助を養子にした。親の權兵衛は鹿峰村に来たとき、久保村新田のうち池田新田一町歩を持参してきたが、平助が常竹の二神に来たときその土地を持参した。・・・（以下常竹二神氏宗家文書を参照）」との記述があり、宗家と鹿峰村權兵衛家とは関係が続いていたようです。

ところが鹿峰村の庄屋として別家した二神種方權兵衛の後が誰なのかが明確でありません。「鹿峰村權兵衛嫡子の平助を養子にした」と「常竹二神氏宗家文書」に記録されているものの、それではその後は鹿峰村權兵衛家を誰が継いだのかが「常竹二神氏宗家文書」にも分家の「常竹二神氏大谷家勤行録」にも記録がなく、ただ、「常竹二神氏宗家文書」の安永年間の項に一行だけ「鹿峰種平は別家である」との記述があり、これによって、安永年間（1772～1780）に二神種平が常竹二神氏鹿峰系譜を継承していたことが判ります。

そして、明治初年に鹿峰村最後の里正となったのが二神常次郎であることが「風早庄屋・組頭記録」（『北条市誌』昭和 56 年 3 月 27

日発行)に残されていますが、その後の継承者を含めて肝心の常竹二神氏鹿峰系譜の記録がこれまでのところ未確認となっています。常竹二神氏の菩提寺である鹿峰村積善寺境内に残る寛保4年3月銘の「一字一石書功德碑」を奉納した二神喜種(速報で報道済み)は鹿峰系譜の人物の可能性があり、今後の調査解明に期待がかかります。

【常竹二神氏鹿峰略系図】



常竹二神氏大谷系譜

常竹二神氏大谷系譜は初代種成の二男、権左衛門（平右衛門）種弘が万治2年、常竹村大谷に別家して以降その系譜が続いてきたものです。

同系譜には万治2年からの「二神平右衛門家代々勤行録」が残されており、これによって同系譜約345年間の動向を窺うことが出来ます。

この「二神平右衛門家代々勤行録」の表紙には「万治弐年亥年六月ヨリ」と記載され初代二神平右衛門種成（法名・宗遠）から書き始められています。この部分の記述は宗家文書と若干異なり「私の先祖は、二神彦左衛門の三男平右衛門（種成）である。常竹村の大谷と申すところを住居地に望み、村方へ相談して望み通りになり引っ越ししてそこを開発した」となっています。

この部分「宗家文書」では「・・・彦左衛門（種範）が亡くなったとき、（三男、平右衛門種成が）幼少のため兄弟から養育してもらい、成人後は常竹村に居住していたが、（種成の）孫の勘右衛門（種長）が大庄屋役を命じられて勤めた。その勤務振りを誉めて頂き、享保12年9月、郷士にお取り立ててくださり、扶時米20俵を頂いた。

（種詮の）弟の権左衛門は、大谷へ別家をたてた」*（ ）は編集部
大谷系譜の「二神平右衛門家代々勤行録」に云う「常竹村の大谷と申すところを住居地に望み、村方へ相談して望み通りになり引っ越ししてそこを開発した」のは誰なのかが明確でありません。（二神古文書の解説「二神平右衛門家代々勤行録」を参照）

その点においては「宗家文書」では「弟の権左衛門（種弘）は、大谷へ別家をたてた」と明確に記述し、内容が具体的です。つまり、二神種詮の弟、二神種弘が大谷へ別家をたてたのが万治2年亥年6月からである、ということになり、これが常竹二神氏大谷系譜の始まりということになります。

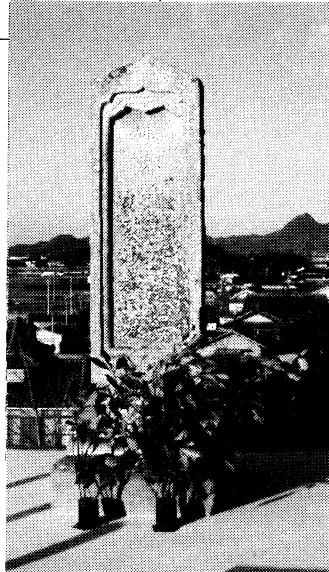
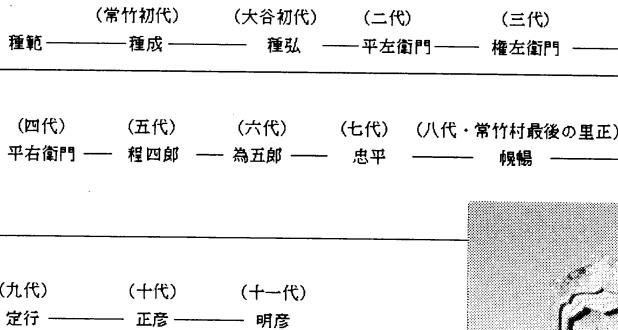
常竹二神氏大谷系譜には九代目の定行が愛媛師範学校時代の明治44年8月に書いた「吾が家之歴史」というものがあります。これは先に紹介をした「二神平右衛門家代々勤行録」を基本にしたものですが、原本と同じく二神平右衛門種成（法名・宗遠）から記述されているため何代目の表現が一代づつずれています。従って二神権左衛門種弘が大谷へ別家をたててからの動きを大谷系譜初代と見れば「吾が家之歴史」を書いた定行は九代目になります。

常竹二神氏大谷系譜も代々庄屋職の任務に当たり、今まで「庄屋文書」と呼ばれるものを継承してきました。別項の「二神古文書の解説と紹介」でも報告しているように「二神平右衛門家代々継縁記録」をはじめ「松山領里正鑑」「風早郡常竹村御年貢納通」それに注目すべきは天和4年の日付の入った「風早郡常竹村田畠地坪野取帳」「風早郡常竹村田畠地坪水帳」が残されており、「将来文化財になる可能性がある・・・」と云われているものです。また、その他文書類についても手紙など庄屋文書としての価値があるものも含まれている可能性があります。今後の調査解明が待たれるところです。

このように、一つ一つの文書の中から発見される事実は、現在につながるものとして注目されますが、例えば「二神平右衛門家代々継縁記録」の天保14年の項に出てくる「角吉こと惣太が中西外村へ入庄

屋を命じられる。引越し・家建て料として米二〇俵くだされる。天保十五年、家を建て引越しする。以後同村庄屋役を勤める」（「二神古文書の解説と紹介」参照）とある記述について、「中西二神氏」との関係ではどのようにになっているのかが、疑問として起ります。このような例が古文書の調査解明作業では沢山出でます。宗家文書でも数カ所に様々な疑問が既に発生しています。それは今後の調査解明作業の場に譲ってゆきたいと考えています。

【常竹二神氏大谷家略系図】



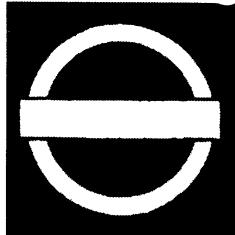
常竹二神氏初代種成の墓石

常竹二神氏墓地

常竹二神氏の墓地は常竹二神氏大谷系譜である、北条市常竹甲358二神正彦氏の邸宅表の丘にあり、故郷の二神島をはじめ瀬戸内海が眼前に拡がる場所にあります。

つまり、常竹二神氏大谷墓地には分家の大谷系譜と宗家の人物の墓石も併せて祀っています。宗家の墓地は元来、大谷からひと山南に越えた常竹本村の徳城寺墓地にありました。この墓地には江戸初期からの常竹二神氏宗家の関係者が葬られていましたが明治20年前後に徳城寺墓地からひと山北にある大谷墓地に移設をする事件が起こります。（常竹二神氏宗家系譜紹介欄参照）

常竹本村の徳城寺墓地のどちらあたりに宗家墓地があったのかについてはこれまでのところ判明しておりませんが、この時30歳近い墓石の移動がされたようです。現在、2003年秋から二神系譜研究会常任理事会で大谷墓地の墓石調査や、徳城寺宗家墓地跡の確定作業を進めていますが、2003年早春、墓地整理の際、古い墓石を新しい墓石の下に埋めてしまった大谷系譜歴代の墓石を除き、初代二神種成、二代目種詮、三代目種長、四代目種尹、など宗家歴代の人物をはじめ大方の墓石の人物が菩提寺である法善寺の過去帳との照合により判明しつつあります。



丸に出一つ引き

常竹二神氏家紋

「引き両紋」と呼ばれるこの種類の紋は32種類ありますが、さらに一つ引き紋となると約20種類となり、その内で「丸に一つ引き」は5種類に絞られます。

常竹二神氏の家紋は「丸に出一つ引き」と云われる紋様ですが、「二神氏近世風早御三家」と呼ばれる、土居、片山、常竹の三系譜とともに家紋は「丸に出一つ引き」となっており、片山墓地や、常竹大谷墓地にもこの家紋が彫られています。

因みに、本島二神氏の家紋はすでにこの欄で報告しているように「丸に横一」と呼ばれるシンプルなもので（創刊号P20）、二神氏近世風早御三家の家紋も本島の家紋に影響を受けたものと考えられます。

引両の名がはじめて登場するのは『平家物語』で「平山は滋目結の直垂に緋おどしの鎧を着て二つ引両のほろをかけ、めかすげという名馬に乗っていた」とある源平の頃から二つ引両紋があったことが、これでわかります。また、『太平記』には「新田義貞は若宮八幡の拝殿で、錦の袋に入った二つ引両の旗を見て、一つ引両でないから、これは当家のものではないと呟いた」とあります。

引き両紋」はきわめて単純な文様で、足利氏が天下を取ったことによって大いに広まりました。その内の「一つ引両」は新田氏。「二つ引両」は足利氏。「三つ引両」は三浦氏が用いました。江戸時代に入ると、引き両紋は下火になりますが、それでも伝統ある将軍家の「二つ引」は徳川氏に受け継がれ、葵紋とともに用いられました。

（『家紋・知れば知るほど』実業之日本社発行より）

シリーズ：「ふたがみ」にまつわる話し

二神のエンコウばあさんの話

藤田 儲三

緑は藩政期には郷（郡）の中心地で代官所もあった。ここで在郷代官に任せられ、緑村の庄屋も務めたのがたのが二神家である。庄屋十郎兵衛の妻は体が大きく、力の強い人であった。ある日、分家の城辺村に行った帰り、僧都川の淵で子どもが二人泳いでいる。声を掛けると、「おぶって帰ってくれ」と云う。そこでばあさん気がついた。「こいつらは通る人々におんぶし、悪さをするエンコウ（かっぱ）だな、ひとつこらしめてやろう」と二人一緒に背中合わせに背負い、力いっぱいいくくりつけた。

驚いたエンコウが「下ろしてくれ」というのをかまわず家まで帰り、「エンコウを二匹つかまえたから湯を沸かしてくれ、茹でてやる」といった。さあ困ったエンコウは「もう絶対に悪さはしないから許してください」と泣いて謝った。かわいそうになったばあさんはエンコウを放してやった。

翌朝起きてみると、家の入り口に紅葉の絵の皿と、軒の木のかぎに沢山の魚が掛けあってた。その後度々重い魚を掛けたため、かぎが折れてしまった。そこで丈夫なようにと鹿の角で作ったかぎに替えた。すると翌日から持てこなくなってしまった。それでエンコウは鹿の角が嫌いだと云うことになり、子どもが川に行く時は必ず鹿の角の切り端を持たせるようになった。

二神のばあさんは、エンコウを捕まえたというので「エンコウばあさん」と呼ばれるようになった。ばあさんは西園寺家に縁があるので「円公のばあさん」といわれたともいう。エンコウばあさんの墓は、緑観音寺の二神家墓地にある。二神家の記録でみると、十郎兵衛の妻ではなく妹になっている。

(参考文献『二神内記・外記』城辺二神氏蔵)

*この文章は『文化愛媛』NO 52(2004.3.10発行)に発表されたのを一部、関係者のご了解を得て掲載したものです。



城辺二神氏緑二神家の墓地

ふじた・しょぞう

1929年、愛媛県南宇和郡城辺町(現愛南町)僧都生まれ。

1990年、城辺町教育委員会社会教育課長を最後に退職。

日本民俗学会会員、町文化財保護委員、西南四国歴史研究会常任理事、県立歴博館委員、南宇和歴史文庫主宰(南宇和郡愛南町菊川)。

連載・二神氏と苗字の歴史 第6回

編集部

苗字の公称

「二神氏と苗字の歴史」の連載をはじめて今回で6回を重ねることになります。実はこの連載を振り返ってみて頂くとおわかりのように最初の頃は苗字の一般的な成立と歴史的な経過が報告されていましたが、最近では、各系譜ごとの「二神姓」の地域的広がりについて報告をしてきました。ところが最近になって「二神氏ミニ学習交流会」の準備を進める課程の墓石調査をしていますと、藩政時代「土農工商」の身分制度の中で二神氏の各系譜もそれぞれの階層に分かれましたが、士族や庄屋でない二神氏系譜の江戸中期以降の墓石に二神の苗字を彫り込んでいる事例が多く見られるのです。その例の一つとして連載第2回で紹介した客二神氏の事例にもあるように苗字の公称を許された階層でないにも関わらず墓石に苗字を彫り込んで「二神氏」を公称しています。これは一体どのようなことなのか。墓石に苗字を彫り込むことは苗字の公称ではないのかとの疑問が起こってきます。そこで今回は苗字の公称について考えてみました。

苗字の公称について考える前に、おさらいの意味で苗字の歴史について簡単に振り返ってみたいと思います。

「名字は平安時代末に発生し、徐々に広まったものである。しかし、それが公式の呼称になるのは、明治時代にヨーロッパ風の戸籍制度を取り入れた時点に求められる。ゆえに、名字なんかは、明治のはじめに適当につけたものだろう。と考える人も多い。確かに江戸時代には、武家身分の者だけが名字を公称することを許されていた。しかし、あとで述べるように江戸時代の農民や町民の多くが、名字を私称したり屋号や通称を代々伝えていた。そして、その中には中世の名字に由来するものが

多い」 文春新書『名字と日本人』（武光誠著）

会員の皆さんも自分の二神姓のことを物心がついた頃に考えたことがあろうかと思いますが、先祖から送られた二神姓が、藩政時代に「公称」していなかつたことと、名乗れなかつたこととを区別して考えたことはなかつたのではないかと思います。「我が家の二神氏は江戸時代のお墓にも二神氏と彫り込んでいるので、武士か庄屋を先祖が勤めていたのかも知れない」とか逆に「我が家の江戸時代の墓石には二神氏と彫り込んでいないのでひょっとしたら明治8年の苗字必称令の際にどさくさで付けたのかも知れない」と考えたりするかも知れませんが、苗字の起こりについては既に江戸時代に研究されており儒学者の荻生徂徠は著書『南畠別志』のなかで「苗字は室町時代に起こつたものだ。鎌倉時代には、それぞれの住所にしたがって和田、三浦、朝比奈と名乗っていたが『太平記』のころから別の国に住みながら仁木、細川、佐々木などと云つた」と書き、国学者の本居宣長は『玉勝間』で「藤原、源などは、世の中に同じ氏の人が数知れぬほど多いため不便であった。その中を苗字を用いて分けねば紛らわしいので、常に苗字のみ、呼び合うようになった」と苗字の起こりについての諸説を述べています。『名字と日本人』（武光誠著）

しかし、江戸時代の学者でもなぜ苗字が必要になったのか、どのようないきさつで苗字が使われるようになったのかについては十分な説明はされていないようです。

このように人々が苗字を持つようになったのは平安時代末で室町時代には農民層まで苗字が拡がり、約8割の人が苗字を持つようになったと云われています。

そこで今回の主題である「苗字の公称」とはどのようなことなのかについて考えてみました。

平安時代末に一部の人たちから始まった苗字は、鎌倉時代には武士身分はほぼ全員が苗字を公称し、一部

の庶民身分の人たちも苗字を公称していました。そして室町時代になって庶民身分の三分の二が公称し、残りの人たちは私称していました。ところが江戸時代に入って武士身分以外は基本的に苗字の公称が禁止されました。農、工、商身分の人たちは一部許可された者を除き私称していました。幕府の法令からみて、苗字・帯刀を許されるのは次の三つのばあいに限られていきました。

- 1. 郷士のように由緒あって以前から苗字・帯刀を許されたもの。
- 2. 褒章ととして新たに認められたもの。農民の徒党・強訴をつかんでお上に訴え出たばあいや・孝行、貧民の救助、献金その他の奇特の行為がそれにあたる。
- 3. 町年寄、庄屋、名主、御用町人、宿場の本陣などの役についているばあい。

*江戸幕府は、農民や町民に名字を公称させない方針をとり続けた。それは幕末の混乱期に崩れてゆく。そのことが明治政府の苗字必称令につながる一つのようそであった。

*江戸時代のはじめから豪農や豪商は幕府や藩に自家の苗字・帯刀を求める運動を行った。そして、大部分の農民が村落内で名字を私称した。幕府支配がきっちり行われているときには、農民は名字を私称するだけで満足した。しかし、江戸時代末期には農民の名字公称を求める動きが起つてきただ。

*農民や町民が幕府や藩に献金して苗字・帯刀を許されるようになったことは、その流れをすすめるものだと評価できる。

* 江戸時代末期の藩財政の窮乏によって、町人や農民の財力をあてにせざるを得なかつた大名は多かつた。このため、「名字は金で買えるもの」との考えが拡がつた。

文春新書『名字と日本人』P133（武光誠著）

そこで問題になるのが「苗字の公称」とは一体どのようなことなのか、

ということです。

「連載・二神氏と苗字の歴史」の第2回で苗字の公称とは①表札を掛ける②墓石に彫る③過去帳に記録する④手紙に記入すると書きましたが、そのことについて愛媛大学の内田九州男教授にお伺いをしてみますと

「江戸時代の苗字の公称について改めて研究したものは発表されていませんが、藩や代官所、庄屋などお上に提出する書類など、公儀に対する文書や碑文などには苗字は許可されなかったと思います。また、五人組帳や宗門人別帳へ苗字の記載も含まれると考えられています。表札が当時に一般的に広まっていたのかどうかは判りませんが、もしあつたとすればやはり公称でしょう」と話していました。そして「墓石に苗字を彫ることは私称であると思われますが、二神氏の系譜の場合と一般の例とは同一視点で論じることは出来ないと思います。なぜならば中世に海の領主だった二神氏一族は、その苗字を非常に大切にしたと考えられるからです。その事が江戸時代になって士族や庄屋など以外で、苗字の公称を許されなかった二神氏でも墓石や過去帳に苗字を記載したのではないかと考えられるからです」と話しておられました。

内田九州男先生のこの説明は納得できるものですが、しかしながらこの説明でも理解できないことがあります。例えば、墓石への苗字の彫り込みは私称だとすると過去帳への記載も私称と云うことになります。それでは江戸時代を通じて墓石に二神の苗字を彫っていない二神氏は苗字が無かったのかと考え、過去帳を見てみると二神氏と書かれていたりします。（北方二神氏の例）し、この逆の例もあると考えます。となると、私称と公称の区別が益々判らなくなってきます。

このように、今後の系譜調査を進めてゆく上においては、苗字の公称と公称の区別が明確ではないことを前提にしながら、その視点を持っておくことが重要であるとの認識に立っています。

会員の皆様で、こうした点にお気付きの方がおられましたらご一報頂きますようにお願いを申し上げます。本欄では今後の系譜調査を進めてゆく上で発見されたことなどを取り上げてゆくことにしています。

役員のつぶやき☆☆☆

「初孫たんじょう」

副会長 二神 俊

一

東京在住の長男貴弘（29歳）から無事長男誕生の連絡が入ったのは丁度一ヶ月前の10月28日満月の夕刻だった。予定日は25日と聞いていたが、初産だから少し遅れるかな？と思い陰暦をみてみたら28日が満月である。出産と満潮の関連も有ることだからおそらくその頃だろうと予測していたらその通りとなった。

最近は夫も出産に立会うのが流行っているらしく朝のメールには「陣痛が5分置きにやってきているから会社休んで産婦人科へ行く」と連絡があった。「17時36分男児出産3260グラム母子ともに健康」のメールが18時頃入った。よかった。それにしても自他ともにお爺さんとなった瞬間であった。

これで畠中二神の系図も当分受け継がれていくことだろう。浩三会長さんは既に複数のお孫さんがいらっしゃるわけだから、やっとわたくしも人並みに「爺さん」の仲間入りをさせて頂いたことになったわけである。

それからパソコンで出産直後の赤ん坊の写真を早速



送ってくれた。毎日のようにパソコンでデジカメで撮った写真を送つてくれるので東京と松山と離れていても孫の成長ぶりが手に取るよう分かる。本当に便利な世の中になったものである。仕事から帰ってパソコンで孫の様子を見るのが楽しみの日課となった。名前は「弘輝」ということで長男「貴弘」の一字も取り込みすんなり決まった。

パソコンの画面だけでは不十分なので東京へ家内と 3 泊 4 日の「初孫対面ツアー」を企画した。長男は自動車メーカー勤務でエンジンの開発を担当していて府中の社宅住まいである。ホテルは新宿にとり、京王線で 20 分でいけるから便利だ。平井の家を留守にするため実母（93 歳）はその間「ていれぎ荘」のショートステイを依頼した。

11 月 12 日の金曜日期待に胸ふくらませて東京へ飛び府中の社宅を訪ねた。生後 2 週間目の初孫を抱いた時の気持ちはなんともいえない嬉しさで不思議な気持ちであった。初孫はどんなしぐさも手放しで可愛いものだ。静岡にいる学生の次女も急遽呼び出し、「出産祝い」と相成った。長男が「初孫」の銘柄の酒を準備していたので嫁さんの両親と美酒「初孫」で酔っぱらってしまった。お陰様で母乳もよくできるのすくすく成長している。

初孫中心の東京 3 日間であったが途中で松山東高の「関東 39 会同期会」もあり、銀座で旧友 32 名参加のにぎやかなクラス会に出席でき楽しかった。あっという間に 3 日が経ち松山へ戻り平常の生活に戻った矢先、長男から電話があった。「アメリカへの転勤の内示をもらった」と。自動車のまちデトロイトである。4 月 1 日付けの人事異動なのでまだ少し間があるが諸準備で忙しくなるなあ。家族の赴任は 6 月頃だから生後 8 ヶ月くらいで

長時間の空の旅はちょっと大変だな。丁度 20 年前に私がニューヨークへ転勤したときのことが一瞬頭をよぎった。あの時は長男が小学校 5 年生、長女が 3 年生、次女は幼稚園生だった。家族 5 名の NY 生活も、もう 20 年も前のことになるが現在とは格段の差がある。国際電話も当時は高かったが今では IP 電話などが利用できパソコンで無料通話できるから本当に便利な時代である。当面は 3 年間の派遣だから生活設計も計画的にできるだろう。そのうち地球の向こうから「ハロー」と「幼児英語」が聞こえてくることだろう。